

## 旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）

平成 27 年（2015 年）10 月

旭川市教育委員会

## 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| はじめに～ブロック別計画策定の趣旨 .....           | 1  |
| 1 中央・東・東旭川ブロック .....              | 3  |
| (1) 中央中学校の通学区域 .....              | 6  |
| (2) 光陽中学校の通学区域 .....              | 8  |
| (3) 東光中学校の通学区域 .....              | 10 |
| (4) 旭川中学校・桜岡中学校の通学区域 .....        | 12 |
| (5) 旭川第2中学校・東明中学校の通学区域 .....      | 14 |
| (6) 東陽中学校の通学区域 .....              | 16 |
| (7) 愛宕中学校の通学区域 .....              | 18 |
| 2 新旭川・永山ブロック .....                | 20 |
| (1) 明星中学校の通学区域 .....              | 22 |
| (2) 永山中学校の通学区域 .....              | 24 |
| (3) 永山南中学校の通学区域 .....             | 26 |
| 3 北星・春光・東鷹栖ブロック .....             | 28 |
| (1) 北門中学校の通学区域 .....              | 30 |
| (2) 北星中学校・啓北中学校の通学区域 .....        | 32 |
| (3) 六合中学校の通学区域 .....              | 34 |
| (4) 東鷹栖中学校の通学区域 .....             | 36 |
| (5) 春光台中学校の通学区域 .....             | 38 |
| (6) 広陵中学校の通学区域 .....              | 39 |
| 4 神居・江丹別ブロック .....                | 40 |
| (1) 神居中学校の通学区域 .....              | 42 |
| (2) 神居東中学校の通学区域 .....             | 44 |
| (3) 忠和中学校・江丹別中学校・嵐山中学校の通学区域 ..... | 46 |
| 5 神楽・西神楽ブロック .....                | 48 |
| (1) 神楽中学校の通学区域 .....              | 50 |
| (2) 緑が丘中学校の通学区域 .....             | 51 |
| (3) 西神楽中学校の通学区域 .....             | 52 |

## はじめに～ブロック別計画策定の趣旨

旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）は、平成27年3月に策定した「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）」に基づき、児童生徒数の将来推計や各学校の通学区域の状況を踏まえ、学校の統廃合や通学区域の見直しなど、市立小・中学校の個別具体的な適正配置の進め方を示す計画として策定するものです。

### 旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）の概要

#### 適正配置の考え方

##### （１）適正な学校規模の確保

教育指導、人間関係、学校運営の３つの観点から、通常学級数に応じた適正規模とその他の区分、統廃合の対象校は次のとおりとする。

##### 【適正規模とその他の区分】

| 区分  | 過小規模校 | 小規模校   | 適正規模校   | 大規模校   |
|-----|-------|--------|---------|--------|
| 小学校 | ５学級以下 | ６～１１学級 | １２～１８学級 | １９学級以上 |
| 中学校 | ５学級以下 | ６～８学級  | ９～１８学級  | １９学級以上 |

##### 【統廃合の対象校】

- ① 小学校：過小規模校、通常学級の児童数が１００人以下の小規模校
- ② 中学校：過小規模校

##### （２）学校・家庭・地域の連携を踏まえた通学区域の設定

- ① 小学校と中学校の通学区域を一致させる。
- ② 地域コミュニティと通学区域との整合をできる限り図る。
- ③ 通学区域を変更する場合には、個々の学校の実情に応じ適切な移行期間を設ける。

##### （３）望ましい通学距離の設定と通学支援

標準的な通学距離を次のとおりとし、遠距離通学者には必要な通学支援を行う。

##### 【標準的な通学距離】

小学校：おおむね４キロメートル以内      中学校：おおむね６キロメートル以内

##### （４）統廃合を見据えた学校施設の整備

- ① 学校施設の配置は、適切な通学距離の設定や安全な通学路の確保、その他立地条件を十分に勘案して決定する。
- ② 既存の学校施設を有効活用する。
- ③ 通学区域内に偏って配置されている場合には、改築に合わせ、他の適地と学校施設の移転について検討する。

#### (5) 地域拠点校の存置

児童生徒の通学の負担や、地域拠点としての学校の役割の喪失等を考慮し、支所がある旧合併地域において拠点的作用を持つ学校を次のとおり地域拠点校として存置する。

ただし、現在又は将来において、数年度にわたり欠学年が生じるときは統廃合を検討する。

##### 【地域拠点校】

旭川小、旭川中、近文第1小、東鷹栖中、西神楽小、西神楽中、江丹別小、江丹別中

#### (6) 特認校制度の存続

教育の多様性を確保するため、特認校は次のとおりとする。

- ① 現行制度を存続し、引き続き2校程度指定する。
- ② 指定に当たっては、保護者ニーズを踏まえ、特色ある教育活動の取組状況や学校・家庭・地域の連携状況などを総合的に勘案して決定する。
- ③ 特認校の通学区域に住む児童生徒は、隣接する通学区域の学校へ入学できる。

#### (7) 地域合意の形成

学校の統廃合や通学区域の見直しは、保護者や地域住民の合意を得ることを原則とする。

### 適正配置の進め方

#### (1) ブロック別計画の策定

広域的な視点で適正配置に取り組む観点から、市内を5つのブロックに分割し、ブロックごとに将来あるべき学校配置を具体的に示した「ブロック別計画」を別に策定する。

##### 【適正配置の5つのブロック】

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ① 中央・東・東旭川ブロック  | ④ 神居・江丹別ブロック |
| ② 新旭川・永山ブロック    | ⑤ 神楽・西神楽ブロック |
| ③ 北星・春光・東鷹栖ブロック |              |

#### (2) 計画期間

必要な施設整備を実施するため、15年計画（H27～H41）とするとともに、社会情勢等の変化などに対応するため5年ごとの3期に区切り、本基本方針とブロック別計画の点検・見直しを行う。

#### (3) 合意形成の在り方

適正配置は、まず保護者、次いで地域住民と合意形成を図ることとし、その手法については個々の学校の状況に合わせ、必要な手続を実施する。

#### (4) 廃校校舎の跡利用

統廃合によって廃校となった校舎は、学校が地域で果たしてきた役割を考慮し、地域の理解を得て跡利用を検討する。

特に地域拠点校を統廃合するときには、地域コミュニティの核としての機能を維持できるよう努める。

## 1 中央・東・東旭川ブロック

このブロックには、平成 27 年度時点で小学校 19 校、中学校 9 校が設置されています。

学校規模については、平成 41 年度における推計で、小学校では 3 校が過小規模校、9 校が小規模校、7 校が適正規模校になり、中学校では 2 校が過小規模校、1 校が小規模校、6 校が適正規模校になると見込まれます。

通学区域については、小学校 10 校で通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっており、このうち 3 校においては、3 中学校の通学区域にまたがっている状況にあります。

学校施設については、小学校 9 校が昭和 50 年以前に建築された築 40 年以上の校舎であり、このうち 5 校は、老朽化が進行しているなどの理由で、今後とも使用する場合には改築する必要があります。

### 小学校（通常学級）

| 学校名    | H26 |     | H41 推計 |     | 進学先に指定する<br>中学校 | 校舎<br>建築年 |
|--------|-----|-----|--------|-----|-----------------|-----------|
|        | 児童数 | 学級数 | 児童数    | 学級数 |                 |           |
| 青雲     | 170 | 7   | 142    | 6   | 中央              | H18       |
| 新町     | 116 | 6   | 115    | 6   | 中央              | H12       |
| 日章※1   | 70  | 6   | 58     | 6   | 中央              | S42       |
| 知新     | 180 | 7   | 196    | 8   | 中央              | S45       |
| 朝日     | 218 | 8   | 187    | 8   | 中央、光陽           | H4        |
| 啓明     | 319 | 12  | 297    | 12  | 東光、中央           | S50       |
| 東町     | 218 | 9   | 204    | 8   | 光陽              | S61       |
| 千代田※1  | 430 | 14  | 335    | 12  | 東光              | S39       |
| 豊岡※1   | 258 | 12  | 223    | 8   | 光陽              | S41       |
| 旭川※1   | 314 | 12  | 282    | 12  | 旭川、愛宕           | S45       |
| 旭川第1   | 9   | 3   | 5      | 3   | 旭川              | S63       |
| 旭川第2   | 23  | 4   | 16     | 3   | 旭川第2            | H4        |
| 旭川第3   | 227 | 8   | 181    | 6   | 東明、旭川第2、東陽      | S56       |
| 旭川第5※2 | 29  | 4   | 16     | 3   | 桜岡、旭川           | S63       |
| 東栄※1   | 311 | 13  | 288    | 12  | 東陽、光陽、東光        | S45       |
| 愛宕     | 376 | 13  | 321    | 12  | 愛宕、東陽           | S49       |
| 東光     | 752 | 24  | 520    | 18  | 東明、旭川第2         | S50       |
| 愛宕東    | 672 | 21  | 472    | 14  | 愛宕、東陽、旭川        | S60       |
| 共栄     | 276 | 12  | 210    | 8   | 東陽、旭川第2         | S62       |

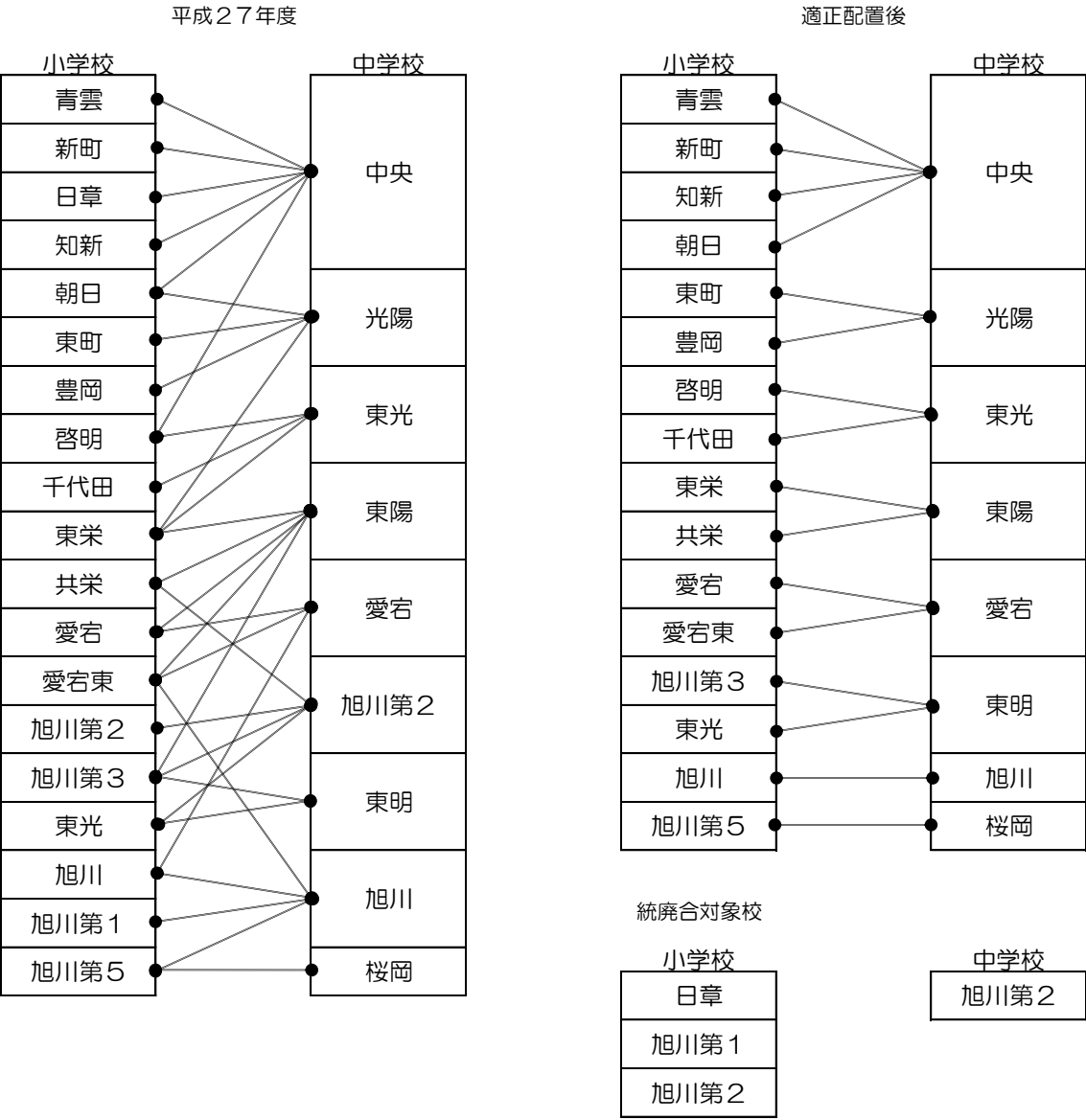
中学校（通常学級）

| 学校名  | H26 |     | H41推計 |     | 関係する小学校               | 校舎<br>建築年 |
|------|-----|-----|-------|-----|-----------------------|-----------|
|      | 生徒数 | 学級数 | 生徒数   | 学級数 |                       |           |
| 中央   |     |     | 340   | 10  | 青雲，新町，日章，<br>知新，朝日，啓明 | H26       |
| 光陽   | 311 | 9   | 299   | 9   | 朝日，東町，豊岡，<br>東栄       | H7        |
| 東光   | 352 | 11  | 352   | 10  | 啓明，千代田，東栄             | H6        |
| 旭川   | 155 | 6   | 149   | 6   | 旭川，旭川第1，<br>旭川第5，愛宕東  | S56       |
| 旭川第2 | 76  | 3   | 34    | 3   | 旭川第2，旭川第3，<br>東光，共栄   | S60       |
| 桜岡※2 | 11  | 2   | 6     | 2   | 旭川第5                  | S63       |
| 東陽   | 373 | 11  | 351   | 10  | 旭川第3，東栄，共栄，<br>愛宕，愛宕東 | S53       |
| 東明   | 417 | 12  | 350   | 10  | 旭川第3，東光               | S59       |
| 愛宕   | 447 | 13  | 359   | 10  | 旭川，愛宕，愛宕東             | S63       |

※1 施設の老朽化や構造上の不便さから改築予定校と位置付けている。

※2 区域外からの通学が認められる特認校であるが、将来推計は区域内の人口により算出している。

目指す将来像（小学校と中学校の関係）



## (1) 中央中学校の通学区域

### ・取り組むべき課題

- ① 日章小学校が、通常学級児童数 100 人以下の小規模校である。
- ② 朝日小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ③ 啓明小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。

### ・平成 27 年度

| 中央中 |     |     |     |         |         |
|-----|-----|-----|-----|---------|---------|
| 青雲小 | 新町小 | 日章小 | 知新小 | 朝日小（一部） | 啓明小（一部） |

### ・適正配置の進め方

|                  |                                                            |
|------------------|------------------------------------------------------------|
| 第 1 期<br>H27～H31 | 中央中－東光中（知新小－啓明小）の通学区域境界の見直し<br>中央中－光陽中（朝日小－東町小）の通学区域境界の見直し |
| 第 2 期<br>H32～H36 | 日章小の統合                                                     |
| 第 3 期<br>H37～H41 |                                                            |

### ・適正配置後

| 中央中 |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 青雲小 | 新町小 | 知新小 | 朝日小 |

### ・考え方

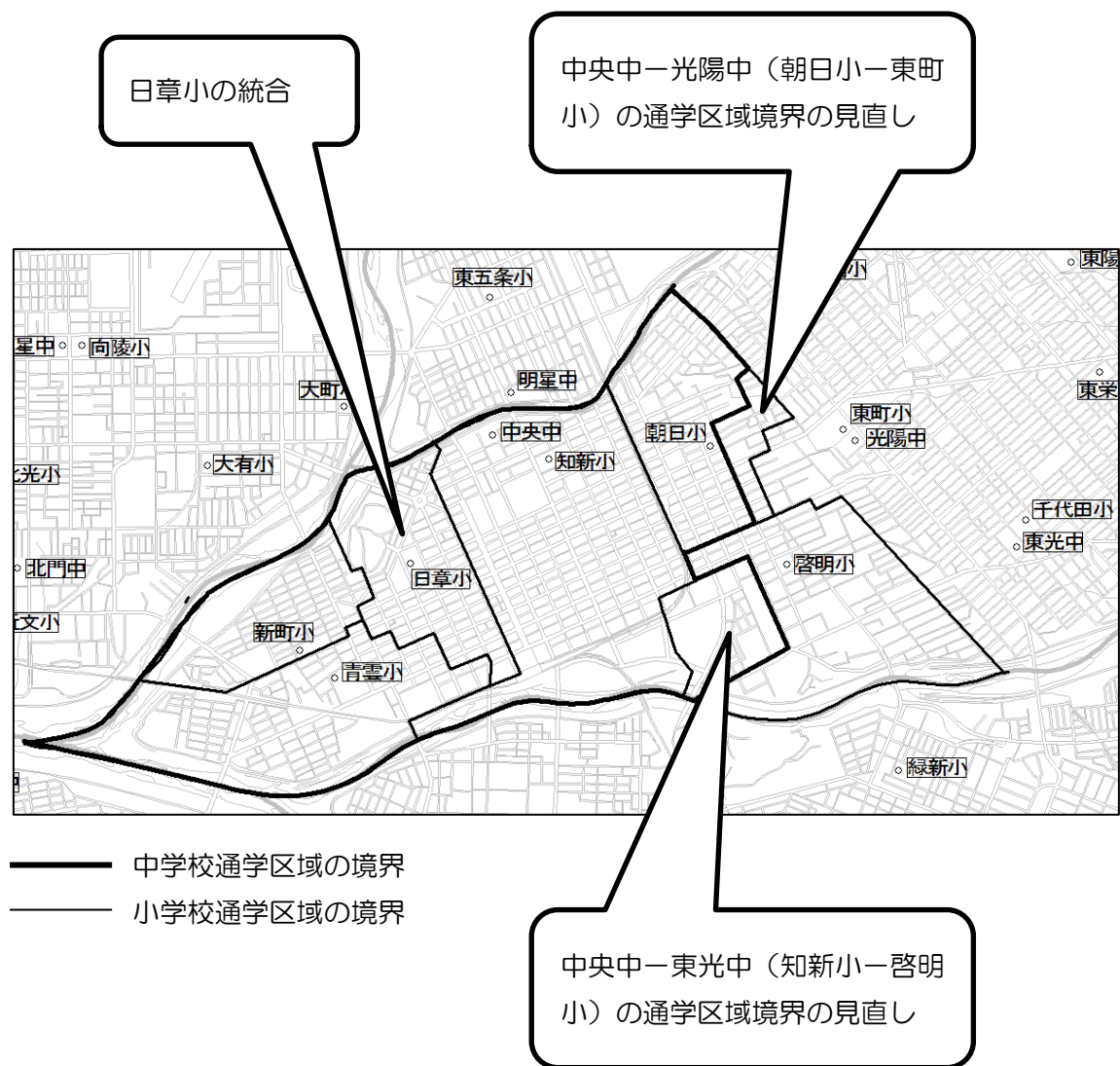
中央中学校の通学区域には、青雲、新町、日章、知新、朝日、啓明小学校の通学区域が含まれています。

このうち、日章小学校については、平成 26 年度時点で通常学級の児童数が 70 人の小規模校であり、平成 41 年度の推計でも大幅な児童数の増加が見込めない状況であり、さらに昭和 42 年に建築された施設の老朽化も進んでいることから、第 2 期に周辺の小学校に統合します。

また、朝日小学校の通学区域については、中央中学校と光陽中学校の通学区域にまたがっていることから、朝日小学校の通学区域の全部が中央中学校の通学区域になるように、第 1 期に小・中通学区域の境界を見直します。

また、啓明小学校の通学区域については、「(3) 東光中学校の通学区域」で示す考え方にに基づき、小・中通学区域の境界を見直します。





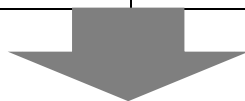
## (2) 光陽中学校の通学区域

### ・取り組むべき課題

- ① 朝日小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ② 東栄小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。

### ・平成 27 年度

| 光陽中     |     |     |         |
|---------|-----|-----|---------|
| 朝日小（一部） | 東町小 | 豊岡小 | 東栄小（一部） |



### ・適正配置の進め方

|                  |                                                            |
|------------------|------------------------------------------------------------|
| 第 1 期<br>H27～H31 | 光陽中－中央中（東町小－朝日小）の通学区域境界の見直し<br>光陽中－東陽中（東町小－東栄小）の通学区域境界の見直し |
| 第 2 期<br>H32～H36 |                                                            |
| 第 3 期<br>H37～H41 |                                                            |



### ・適正配置後

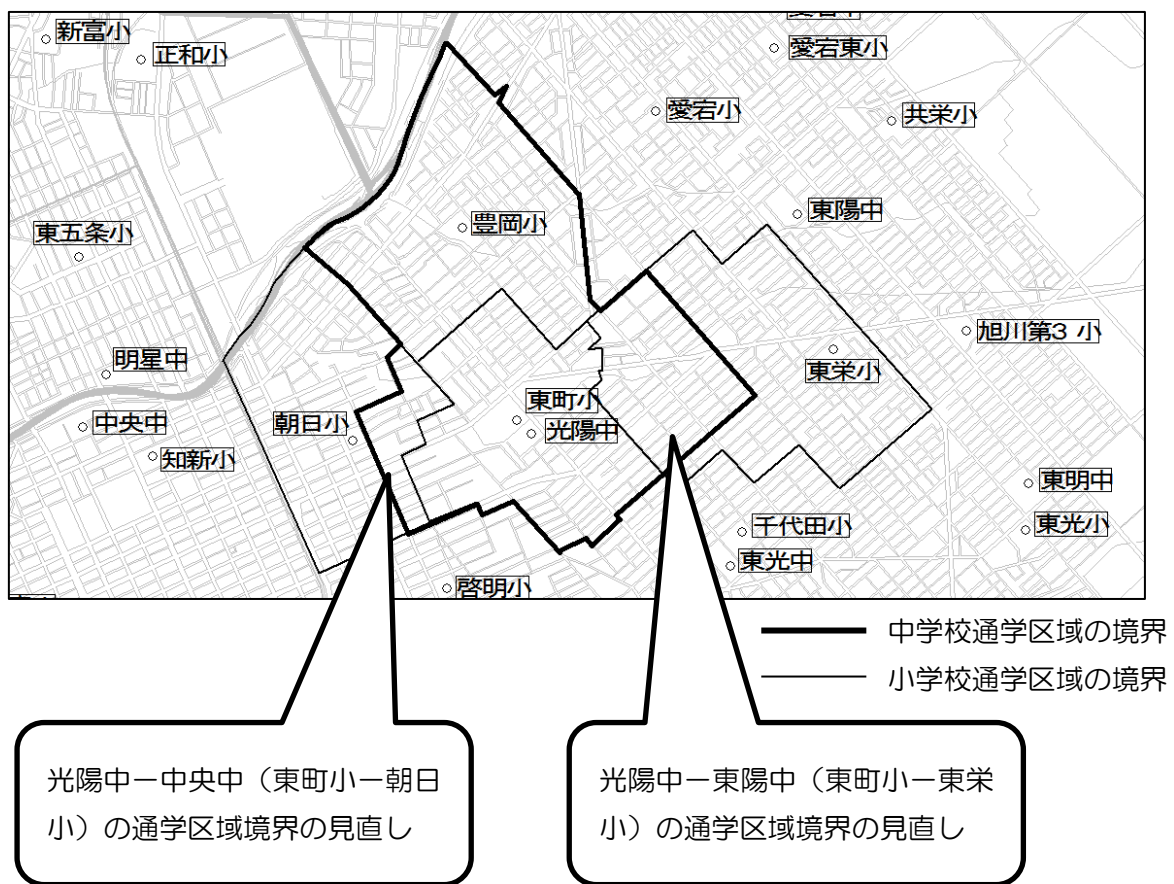
| 光陽中 |     |
|-----|-----|
| 東町小 | 豊岡小 |

### ・考え方

光陽中学校の通学区域には、朝日、東町、豊岡、東栄小学校の通学区域が含まれています。

このうち、朝日小学校の通学区域については、「(1)中央中学校の通学区域」で示す考え方に基づき、小・中通学区域の境界を見直します。

また、東栄小学校の通学区域については、「(6)東陽中学校の通学区域」で示す考え方に基づき、小・中通学区域の境界を見直します。



### (3) 東光中学校の通学区域

#### ・取り組むべき課題

- ① 啓明小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ② 東栄小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。

#### ・平成 27 年度

| 東光中     |      |         |
|---------|------|---------|
| 啓明小（一部） | 千代田小 | 東栄小（一部） |



#### ・適正配置の進め方

|                  |                                                             |
|------------------|-------------------------------------------------------------|
| 第 1 期<br>H27～H31 | 東光中－中央中（啓明小－知新小）の通学区域境界の見直し<br>東光中－東陽中（千代田小－東栄小）の通学区域境界の見直し |
| 第 2 期<br>H32～H36 |                                                             |
| 第 3 期<br>H37～H41 |                                                             |



#### ・適正配置後

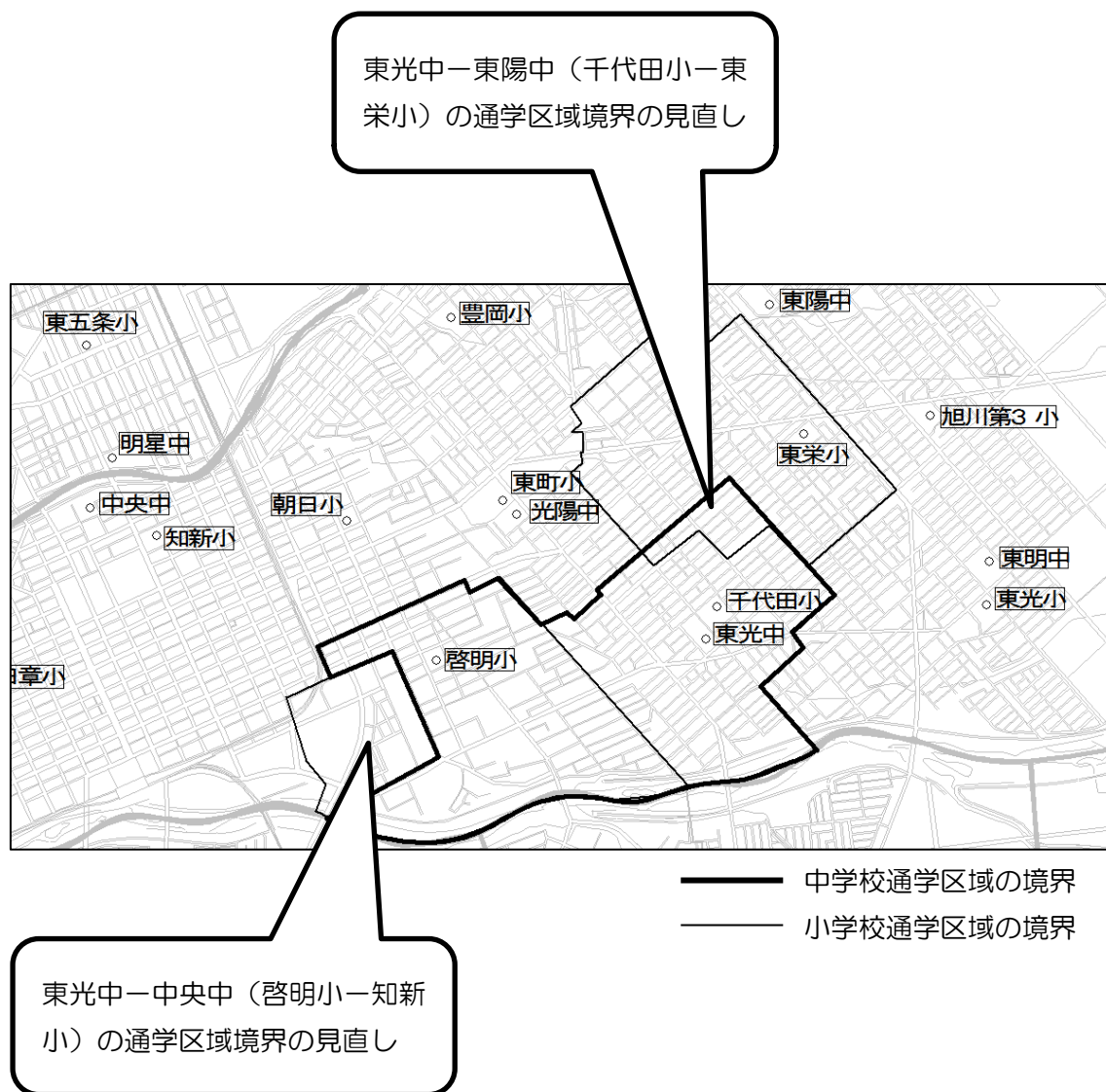
| 東光中 |      |
|-----|------|
| 啓明小 | 千代田小 |

#### ・考え方

東光中学校の通学区域には、啓明、千代田、東栄小学校の通学区域が含まれています。

このうち、啓明小学校の通学区域については、東光中学校と中央中学校の通学区域にまたがっていることから、啓明小学校の通学区域の全部が東光中学校の通学区域になるように、第 1 期に小・中通学区域の境界を見直します。

また、東栄小学校の通学区域については、「(6) 東陽中学校の通学区域」で示す考え方にに基づき、小・中通学区域の境界を見直します。



#### (4) 旭川中学校・桜岡中学校の通学区域

##### ・取り組むべき課題

- ① 旭川第1小学校が、過小規模校である。
- ② 愛宕東小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ③ 旭川小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ④ 旭川第5小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。

##### ・平成27年度

| 旭川中      |         |       | 桜岡中   |
|----------|---------|-------|-------|
| 愛宕東小（一部） | 旭川小（一部） | 旭川第1小 | 旭川第5小 |



##### ・適正配置の進め方

|                |                                                                  |
|----------------|------------------------------------------------------------------|
| 第1期<br>H27～H31 | 旭川第1小の統合<br>旭川中－愛宕中（旭川小－愛宕東小）の通学区域境界の見直し<br>旭川第5小－旭川小の通学区域境界の見直し |
| 第2期<br>H32～H36 |                                                                  |
| 第3期<br>H37～H41 |                                                                  |



##### ・適正配置後

|     |       |
|-----|-------|
| 旭川中 | 桜岡中   |
| 旭川小 | 旭川第5小 |

##### ・考え方

旭川中学校の通学区域には、愛宕東、旭川、旭川第1、旭川第5小学校の通学区域が含まれ、桜岡中学校の通学区域には、旭川第5小学校の通学区域がそれぞれ含まれています。

このうち、旭川第1小学校については、平成26年度時点で通常学級が3学級の過小規模校で欠学年も生じており、平成41年度の推計でも大幅な児童数の増加が見込めない状況であることから、第1期に周辺の小学校に統合します。

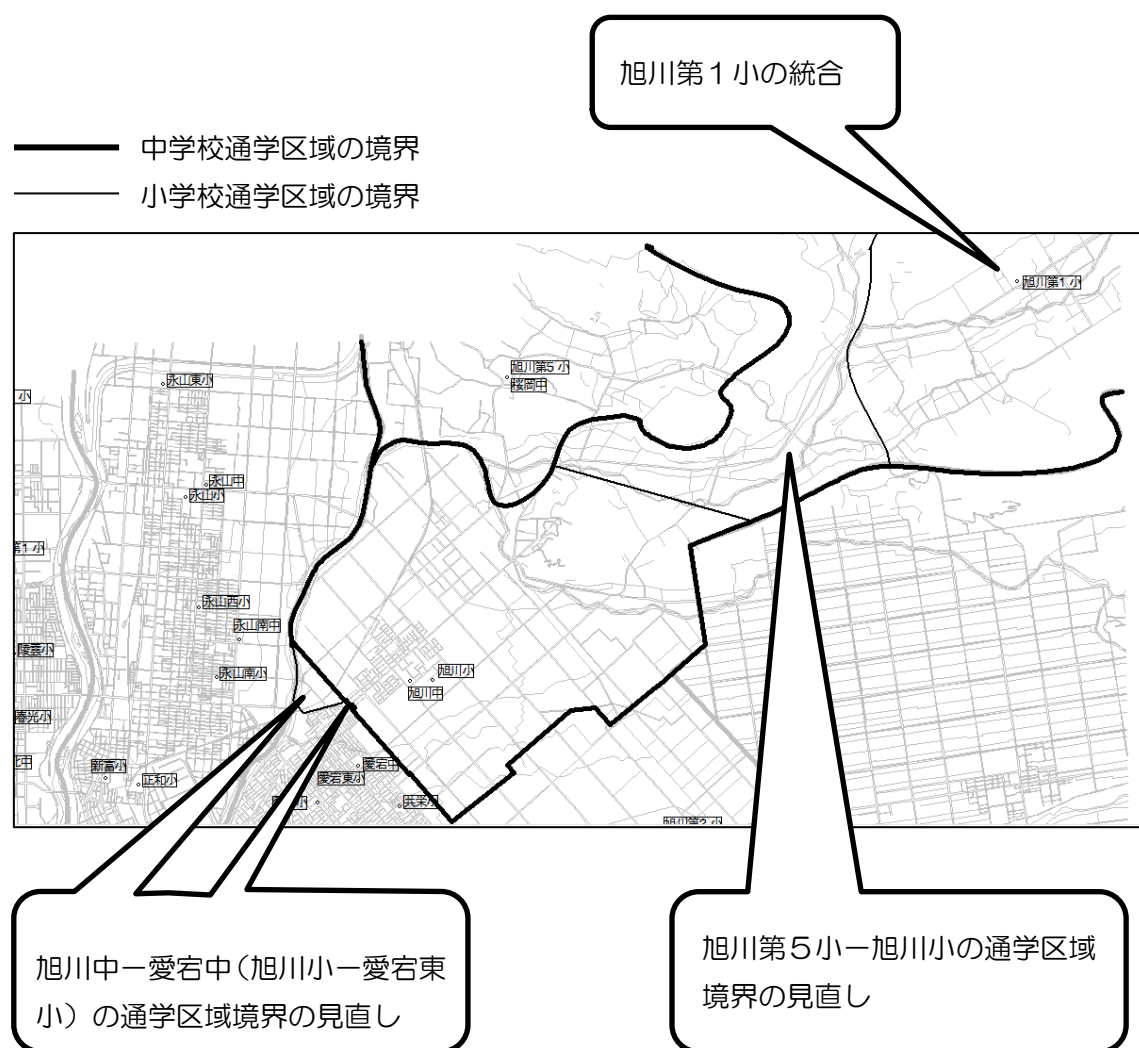
また、愛宕東小学校の通学区域については、旭川中学校と愛宕中学校の通学区域にまたがっていることから、「(7)愛宕中学校の通学区域」で示す考え方に

に基づき、小・中通学区域の境界を見直します。

また、旭川小学校の通学区域については、旭川中学校と愛宕中学校の通学区域にまたがっていることから、旭川小学校の通学区域の全部が旭川中学校の通学区域になるように、第1期に小・中通学区域の境界を見直します。

また、旭川第5小学校の通学区域については、旭川中学校と桜岡中学校の通学区域にまたがっていることから、旭川第5小学校の通学区域の全部が桜岡中学校の通学区域になるように、第1期に小・中通学区域の境界を見直します。

なお、小中併置校の旭川第5小学校と桜岡中学校については、過小規模校であるものの、特認校として位置付けていることから、その配置の在り方については別に検討します。



(5) 旭川第2中学校・東明中学校の通学区域

・取り組むべき課題

- ① 旭川第2小学校が、過小規模校である。
- ② 旭川第2中学校が、過小規模校である。
- ③ 旭川第3小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ④ 共栄小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。

・平成27年度

| 旭川第2中 |         | 東明中       |
|-------|---------|-----------|
| 旭川第2小 | 共栄小（一部） | 旭川第3小（一部） |
|       |         | 東光小       |



・適正配置の進め方

|                |                                                             |
|----------------|-------------------------------------------------------------|
| 第1期<br>H27～H31 | 旭川第2小の統合<br>旭川第2中の統合<br>東明中，旭川第2中－東陽中（旭川第3小－共栄小）の通学区域境界の見直し |
| 第2期<br>H32～H36 |                                                             |
| 第3期<br>H37～H41 |                                                             |



・適正配置後

| 東明中   |     |
|-------|-----|
| 旭川第3小 | 東光小 |

・考え方

旭川第2中学校の通学区域には、旭川第2、共栄、旭川第3、東光小学校の通学区域が含まれ、東明中学校の通学区域には、旭川第3、東光小学校の通学区域が含まれています。

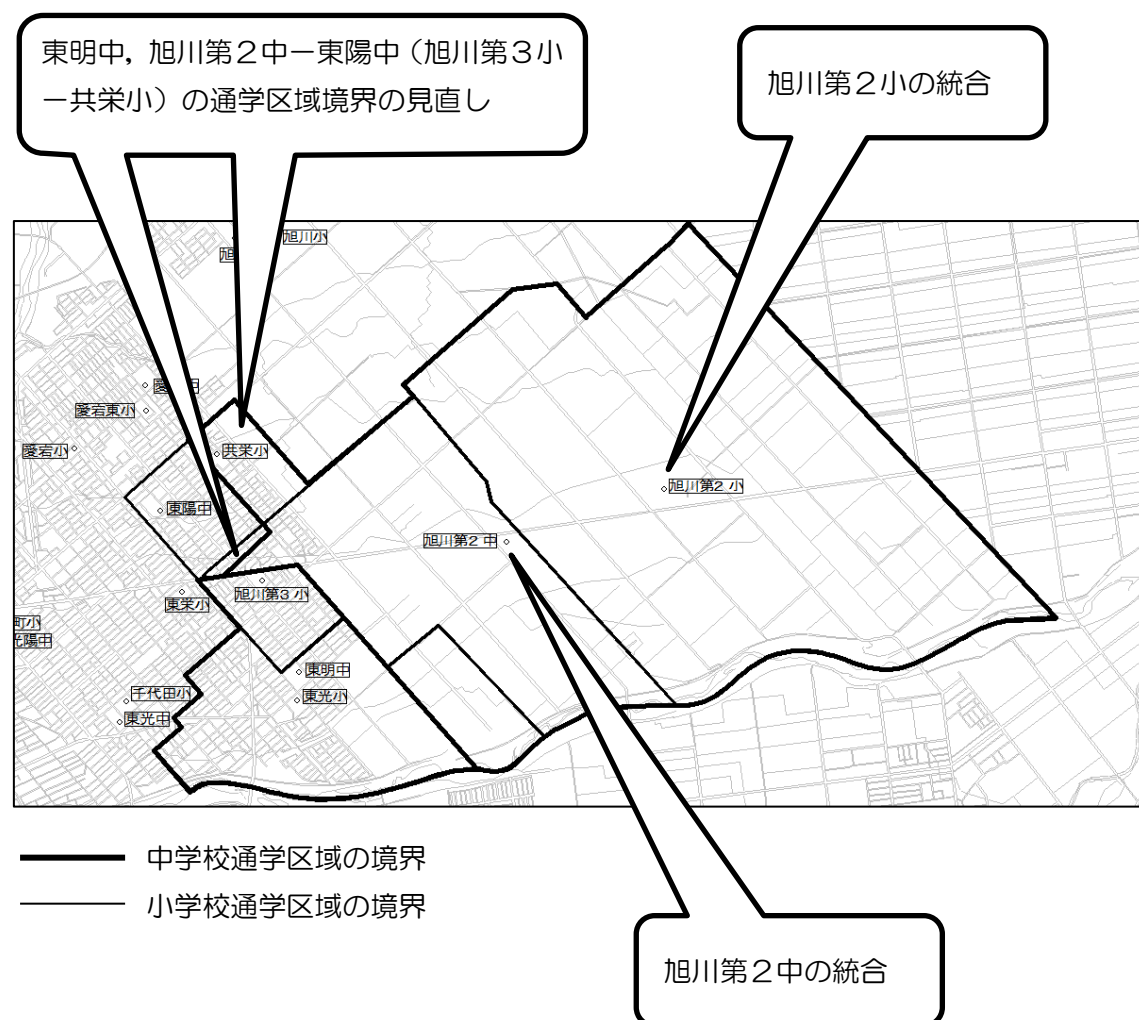
このうち、旭川第2小学校と旭川第2中学校については、平成26年度時点で通常学級が、それぞれ4学級、3学級の過小規模校であり、平成41年度の推計でも大幅な児童生徒数の増加が見込めない状況であることから、第1期に



周辺の小・中学校に統合します。

また、旭川第3小学校の通学区域については、東明中学校、旭川第2中学校、東陽中学校の通学区域にまたがっていることから、旭川第3小学校の通学区域の全部が東明中学校の通学区域になるように、第1期に小・中通学区域の境界を見直します。

また、共栄小学校の通学区域については、「(6)東陽中学校の通学区域」で示す考え方にに基づき、小・中通学区域の境界を見直します。



## (6) 東陽中学校の通学区域

### ・取り組むべき課題

- ① 旭川第3小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ② 東栄小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ③ 愛宕小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ④ 愛宕東小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ⑤ 共栄小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。

### ・平成27年度

| 東陽中           |         |         |              |         |
|---------------|---------|---------|--------------|---------|
| 旭川第3小<br>(一部) | 東栄小(一部) | 愛宕小(一部) | 愛宕東小<br>(一部) | 共栄小(一部) |



### ・適正配置の進め方

|                |                                                                                                    |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1期<br>H27～H31 | 東陽中―東光中（東栄小―千代田小）の通学区域境界の見直し<br>東陽中―光陽中（東栄小―東町小）の通学区域境界の見直し<br>東陽中―東明中，旭川第2中（共栄小―旭川第3小）の通学区域境界の見直し |
| 第2期<br>H32～H36 |                                                                                                    |
| 第3期<br>H37～H41 | 東陽中―愛宕中（東栄小―愛宕小，共栄小―愛宕東小）の通学区域境界の見直し                                                               |



### ・適正配置後

| 東陽中 |     |
|-----|-----|
| 東栄小 | 共栄小 |

### ・考え方

東陽中学校の通学区域には、旭川第3、東栄、愛宕、愛宕東、共栄小学校の通学区域が含まれています。

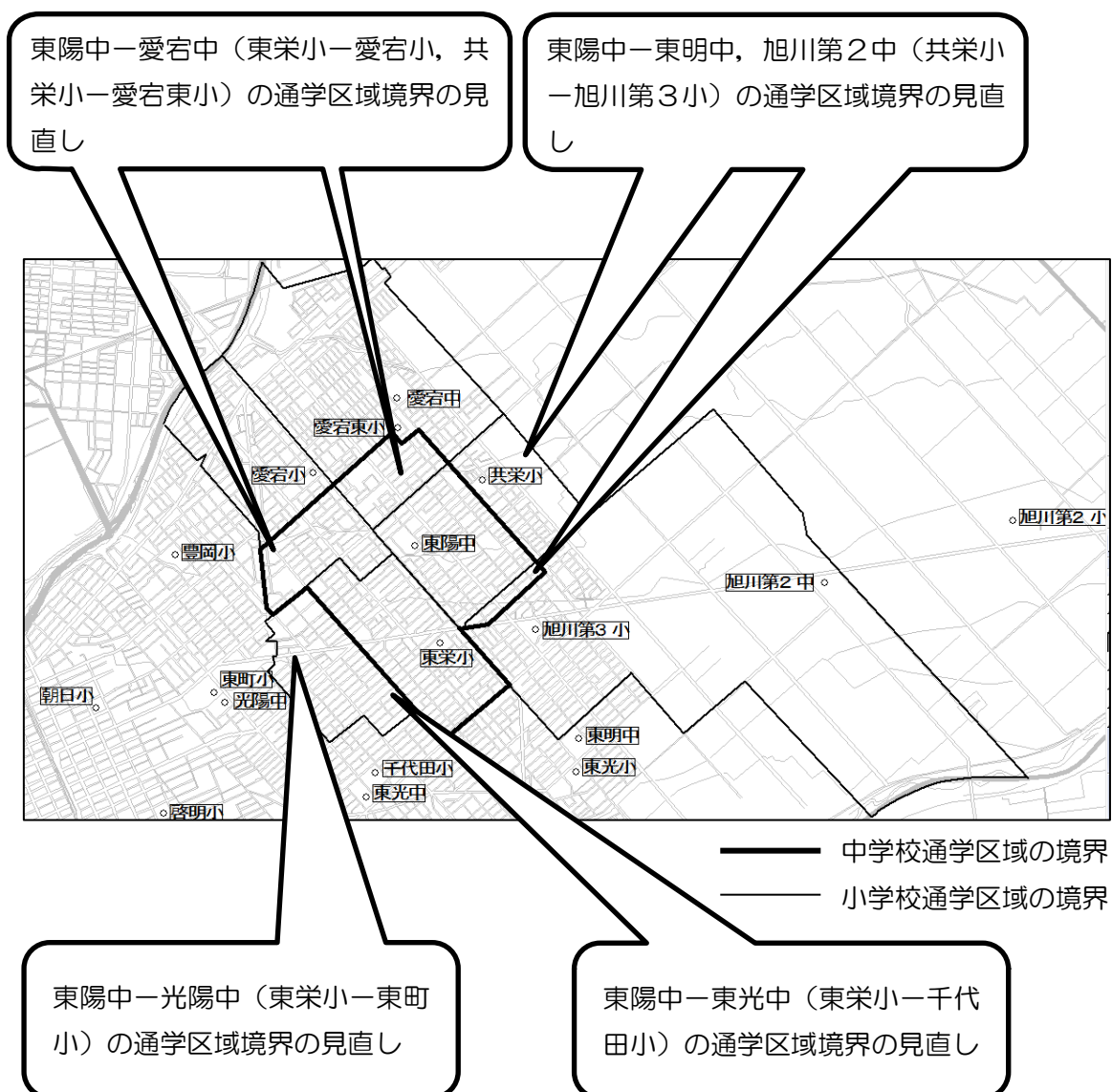
このうち、東栄小学校の通学区域については、東陽中学校、光陽中学校、東光中学校の通学区域にまたがっていることから、東栄小学校の通学区域の全部が東陽中学校の通学区域になるように、第1期に小・中通学区域の境界を見直

します。

また、共栄小学校の通学区域については、東陽中学校と旭川第2中学校の通学区域にまたがっていることから、共栄小学校の通学区域の全部が東陽中学校の通学区域になるように、第1期に小・中通学区域の境界を見直します。

また、旭川第3小学校の通学区域については、「(5)旭川第2中学校・東明中学校の通学区域」で示す考え方に基づき、小・中通学区域の境界を見直します。

また、愛宕小学校と愛宕東小学校の通学区域については、「(7)愛宕中学校の通学区域」で示す考え方に基づき、小・中通学区域の境界を見直します。



## (7) 愛宕中学校の通学区域

### ・取り組むべき課題

- ① 愛宕小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ② 愛宕東小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ③ 旭川小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。

### ・平成 27 年度

| 愛宕中     |          |         |
|---------|----------|---------|
| 愛宕小（一部） | 愛宕東小（一部） | 旭川小（一部） |



### ・適正配置の進め方

|                  |                                      |
|------------------|--------------------------------------|
| 第 1 期<br>H27～H31 | 愛宕中－旭川中（愛宕東小－旭川小）の通学区域境界の見直し         |
| 第 2 期<br>H32～H36 |                                      |
| 第 3 期<br>H37～H41 | 愛宕中－東陽中（愛宕小－東栄小，愛宕東小－共栄小）の通学区域境界の見直し |



### ・適正配置後

| 愛宕中 |      |
|-----|------|
| 愛宕小 | 愛宕東小 |

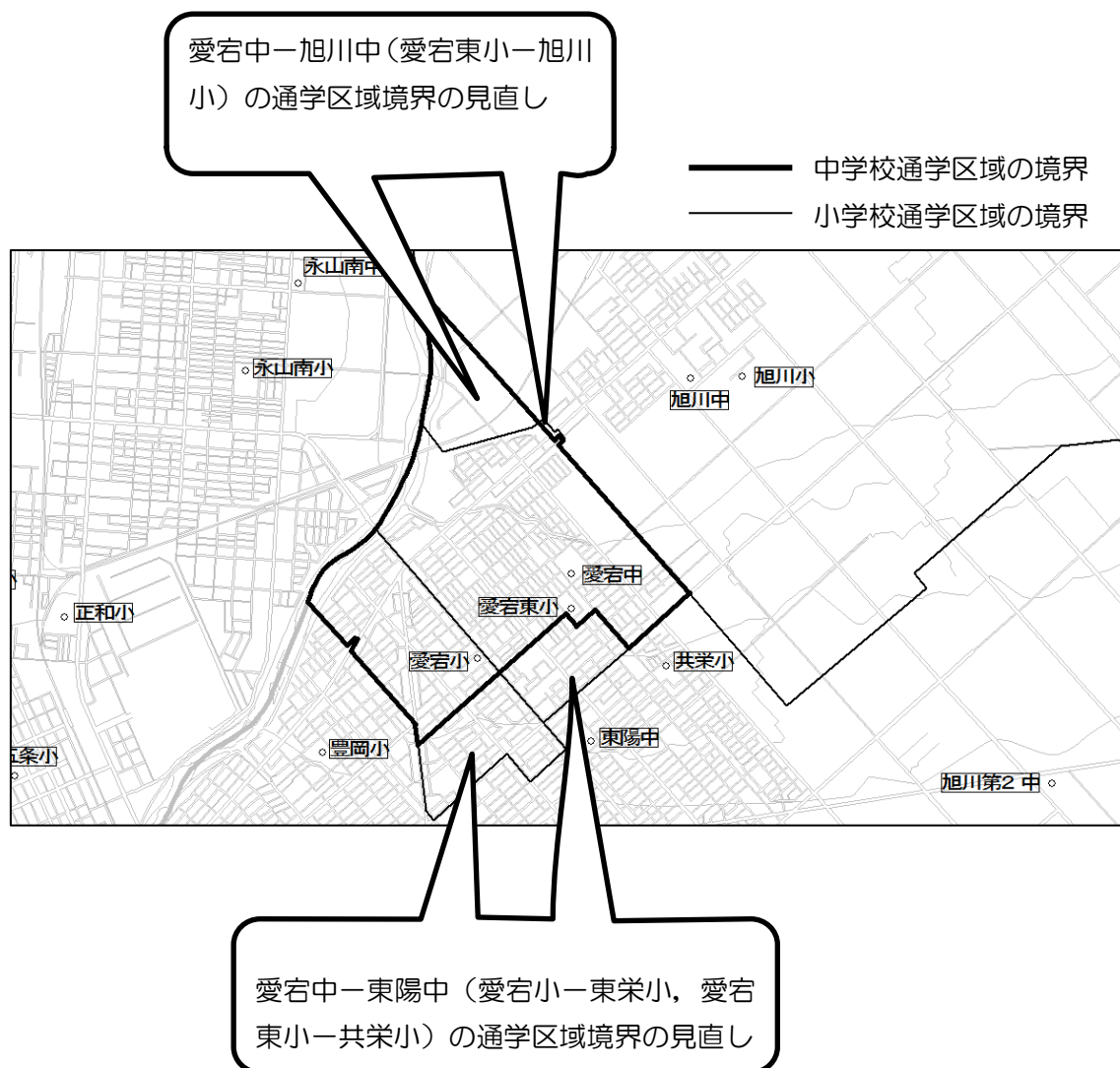
### ・考え方

愛宕中学校の通学区域には、愛宕、愛宕東、旭川小学校の通学区域が含まれています。

このうち、愛宕小学校と愛宕東小学校の通学区域については、愛宕中学校と東陽中学校の通学区域にまたがっていることから、両小学校の通学区域の全部が愛宕中学校の通学区域になるように、愛宕中学校に余裕教室ができる第 3 期に小・中通学区域の境界を見直します。

また、愛宕東小学校の通学区域については、旭川中学校の通学区域にもまたがっていることから、愛宕東小学校の通学区域の全部が愛宕中学校の通学区域になるように、第 1 期に小・中通学区域の境界を見直します。

また、旭川小学校の通学区域については、「(4)旭川中学校・桜岡中学校の通学区域」で示す考え方に基づき、小・中通学区域の境界を見直します。



## 2 新旭川・永山ブロック

このブロックには、平成 27 年度時点で小学校 7 校、中学校 3 校が設置されています。

学校規模については、平成 41 年度における推計で、小学校では 3 校が小規模校、4 校が適正規模校になり、中学校では全て適正規模校になると見込まれます。

通学区域については、小学校 2 校で通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっている状況にあります。

学校施設については、小学校 3 校、中学校 1 校が昭和 50 年以前に建築された築 40 年以上の校舎であり、このうち 2 校は、老朽化が進行しているなどの理由で、今後も使用する場合には改築する必要があります。

### 小学校（通常学級）

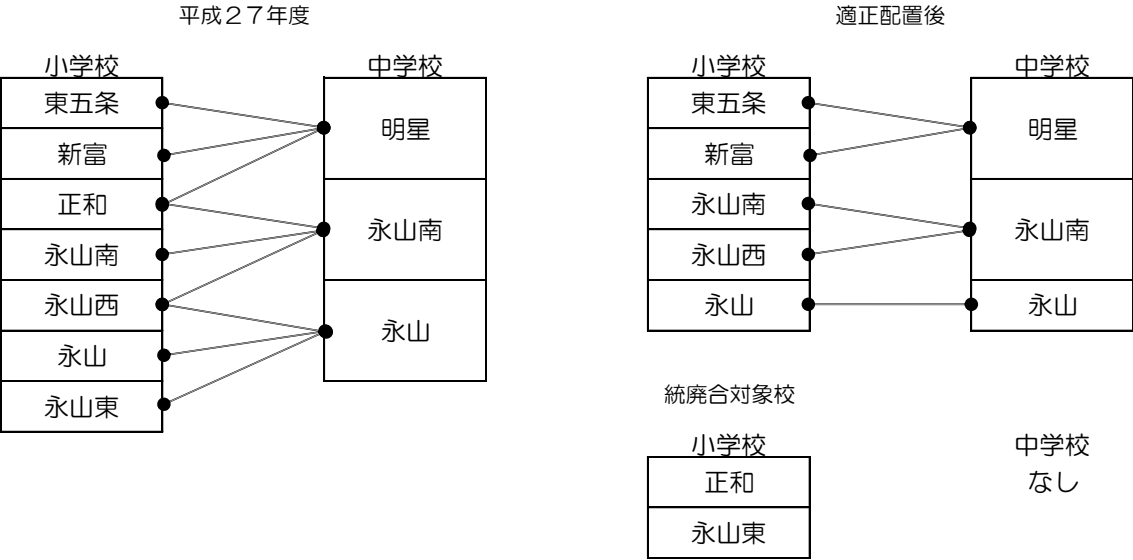
| 学校名               | H26 |     | H41 推計 |     | 進学先に指定する<br>中学校 | 校舎<br>建築年 |
|-------------------|-----|-----|--------|-----|-----------------|-----------|
|                   | 児童数 | 学級数 | 児童数    | 学級数 |                 |           |
| 正和                | 77  | 6   | 76     | 6   | 永山南, 明星         | S49       |
| 東五条               | 304 | 12  | 230    | 8   | 明星              | H3        |
| 新富                | 311 | 13  | 272    | 12  | 明星              | H7        |
| 永山                | 634 | 21  | 490    | 18  | 永山              | S50       |
| 永山東               | 72  | 6   | 53     | 6   | 永山              | S61       |
| 永山西※ <sup>1</sup> | 708 | 22  | 503    | 18  | 永山南, 永山         | S40       |
| 永山南               | 593 | 20  | 542    | 18  | 永山南             | S55       |

### 中学校（通常学級）

| 学校名              | H26 |     | H41 推計 |     | 関係する小学校      | 校舎<br>建築年 |
|------------------|-----|-----|--------|-----|--------------|-----------|
|                  | 生徒数 | 学級数 | 生徒数    | 学級数 |              |           |
| 明星※ <sup>1</sup> | 319 | 10  | 302    | 9   | 正和, 東五条, 新富  | S41       |
| 永山               | 556 | 15  | 417    | 12  | 永山, 永山東, 永山西 | H8        |
| 永山南              | 575 | 17  | 470    | 13  | 正和, 永山西, 永山南 | S57       |

※1 施設の老朽化や構造上の不便さから改築予定校と位置付けている。

目指す将来像（小学校と中学校の関係）



## (1) 明星中学校の通学区域

### ・取り組むべき課題

- ① 正和小学校が、通常学級児童数 100 人以下の小規模校である。
- ② 正和小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。

### ・平成 27 年度

| 明星中     |      |     |
|---------|------|-----|
| 正和小（一部） | 東五条小 | 新富小 |

### ・適正配置の進め方

|                  |                                         |
|------------------|-----------------------------------------|
| 第 1 期<br>H27～H31 |                                         |
| 第 2 期<br>H32～H36 | 正和小の統合<br>明星中－永山南中（正和小－永山南小）の通学区域境界の見直し |
| 第 3 期<br>H37～H41 |                                         |

### ・適正配置後

| 明星中  |     |
|------|-----|
| 東五条小 | 新富小 |

### ・考え方

明星中学校の通学区域には、正和、東五条、新富小学校の通学区域が含まれています。

このうち、正和小学校については、平成 26 年度時点で通常学級の児童数が 77 人の小規模校であり、平成 41 年度の推計でも大幅な児童数の増加が見込めない状況であることから、第 2 期に周辺の小学校に統合します。

また、正和小学校の通学区域については、明星中学校と永山南中学校の通学区域にまたがっていることから、正和小学校の統合に合わせ、老朽化が進んでいる明星中学校の施設整備時の移転を検討するとともに、その結果を踏まえ、第 2 期に小・中通学区域の境界を見直します。





## (2) 永山中学校の通学区域

### ・取り組むべき課題

- ① 永山東小学校が、通常学級児童数 100 人以下の小規模校である。
- ② 永山西小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。

### ・平成 27 年度

| 永山中 |      |          |
|-----|------|----------|
| 永山小 | 永山東小 | 永山西小（一部） |

### ・適正配置の進め方

|                  |                               |
|------------------|-------------------------------|
| 第 1 期<br>H27～H31 |                               |
| 第 2 期<br>H32～H36 | 永山東小の統合                       |
| 第 3 期<br>H37～H41 | 永山中－永山南中（永山小－永山西小）の通学区域境界の見直し |

### ・適正配置後

| 永山中 |  |
|-----|--|
| 永山小 |  |

### ・考え方

永山中学校の通学区域には、永山、永山東、永山西小学校の通学区域が含まれています。

このうち、永山東小学校については、平成 26 年度時点で通常学級の児童数が 72 人の小規模校であり、平成 41 年度の推計でも大幅な児童数の増加が見込めない状況であることから、第 2 期に永山小学校に統合します。

また、永山西小学校の通学区域については、「(3) 永山南中学校の通学区域」で示す考え方に基づき、小・中通学区域の境界を見直します。

永山東小の統合



 中学校通学区の境界  
 小学校通学区の境界

永山中一永山南中（永山小一永山西小）の通学区域境界の見直し

### (3) 永山南中学校の通学区域

#### ・取り組むべき課題

- ① 正和小学校が、通常学級児童数 100 人以下の小規模校である。
- ② 正和小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ③ 永山西小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。

#### ・平成 27 年度

| 永山南中    |          |      |
|---------|----------|------|
| 正和小（一部） | 永山西小（一部） | 永山南小 |



#### ・適正配置の進め方

|                  |                                         |
|------------------|-----------------------------------------|
| 第 1 期<br>H27～H31 |                                         |
| 第 2 期<br>H32～H36 | 正和小の統合<br>永山南中－明星中（永山南小－正和小）の通学区域境界の見直し |
| 第 3 期<br>H37～H41 | 永山南中－永山中（永山西小－永山小）の通学区域境界の見直し           |



#### ・適正配置後

| 永山南中 |      |
|------|------|
| 永山西小 | 永山南小 |

#### ・考え方

永山南中学校の通学区域には、正和、永山西、永山南小学校の通学区域が含まれています。

このうち、正和小学校については、「(1)明星中学校の通学区域」で示す考え方にに基づき、周辺の小学校に統合し、小・中通学区域の境界を見直します。

また、永山西小学校の通学区域については、永山南中学校と永山中学校の通学区域にまたがっていることから、永山西小学校の通学区域の全部が永山南中学校の通学区域になるように、永山南中学校に余裕教室ができる第 3 期に小・中通学区域の境界を見直します。



### 3 北星・春光・東鷹栖ブロック

このブロックには、平成 27 年度時点で小学校 13 校、中学校 7 校が設置されています。

学校規模については、平成 41 年度における推計で、小学校では 1 校が過小規模校、6 校が小規模校、6 校が適正規模校になり、中学校では 1 校が過小規模校、3 校が小規模校、3 校が適正規模校になると見込まれます。

通学区域については、小学校 3 校で通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっている状況にあります。

学校施設については、小学校 1 校が昭和 50 年以前に建築された築 40 年以上の校舎です。

#### 小学校（通常学級）

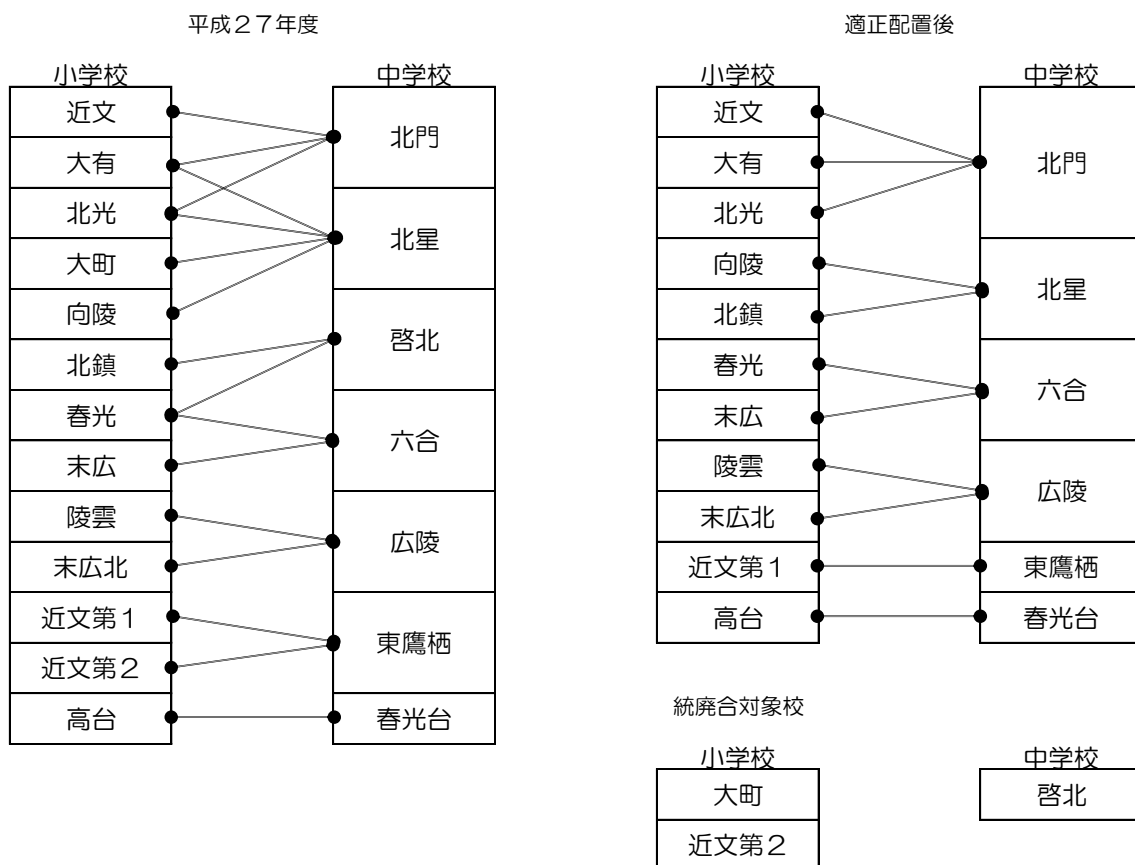
| 学校名  | H26 |     | H41 推計 |     | 進学先に指定する<br>中学校 | 校舎<br>建築年 |
|------|-----|-----|--------|-----|-----------------|-----------|
|      | 児童数 | 学級数 | 児童数    | 学級数 |                 |           |
| 大有   | 259 | 11  | 189    | 8   | 北門, 北星          | S57       |
| 近文   | 485 | 17  | 364    | 12  | 北門              | S54       |
| 大町   | 75  | 6   | 85     | 6   | 北星              | H3        |
| 北光   | 288 | 12  | 213    | 8   | 北門, 北星          | H14       |
| 春光   | 450 | 16  | 354    | 12  | 六合, 啓北          | S61       |
| 北鎮   | 370 | 14  | 259    | 12  | 啓北              | S57       |
| 向陵   | 319 | 13  | 231    | 8   | 北星              | S59       |
| 末広   | 354 | 13  | 263    | 12  | 六合              | H25       |
| 高台   | 580 | 20  | 375    | 14  | 春光台             | H22       |
| 近文第1 | 227 | 8   | 159    | 6   | 東鷹栖             | S41       |
| 近文第2 | 31  | 4   | 31     | 4   | 東鷹栖             | H8        |
| 陵雲   | 498 | 17  | 323    | 12  | 広陵              | S52       |
| 末広北  | 297 | 12  | 166    | 6   | 広陵              | S56       |

#### 中学校（通常学級）

| 学校名 | H26 |     | H41 推計 |     | 関係する小学校    | 校舎<br>建築年 |
|-----|-----|-----|--------|-----|------------|-----------|
|     | 生徒数 | 学級数 | 生徒数    | 学級数 |            |           |
| 北門  | 480 | 15  | 351    | 10  | 大有, 近文, 北光 | S56       |

|     |     |    |     |   |                   |     |
|-----|-----|----|-----|---|-------------------|-----|
| 北星  | 293 | 9  | 223 | 7 | 大有, 大町, 北光,<br>向陵 | S62 |
| 六合  | 275 | 9  | 255 | 9 | 春光, 末広            | H元  |
| 啓北  | 307 | 10 | 233 | 7 | 春光, 北鎮            | S51 |
| 東鷹栖 | 127 | 5  | 109 | 4 | 近文第1, 近文第2        | H3  |
| 春光台 | 327 | 11 | 213 | 7 | 高台                | S54 |
| 広陵  | 462 | 13 | 305 | 9 | 陵雲, 末広北           | S59 |

### 目指す将来像（小学校と中学校の関係）



## (1) 北門中学校の通学区域

### ・取り組むべき課題

- ① 大有小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ② 北光小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。

### ・平成 27 年度

| 北門中 |         |         |
|-----|---------|---------|
| 近文小 | 大有小（一部） | 北光小（一部） |



### ・適正配置の進め方

|                  |                                 |
|------------------|---------------------------------|
| 第 1 期<br>H27～H31 |                                 |
| 第 2 期<br>H32～H36 |                                 |
| 第 3 期<br>H37～H41 | 北門中―北星中（大有小，北光小―向陵小）の通学区域境界の見直し |



### ・適正配置後

| 北門中 |     |     |
|-----|-----|-----|
| 近文小 | 大有小 | 北光小 |

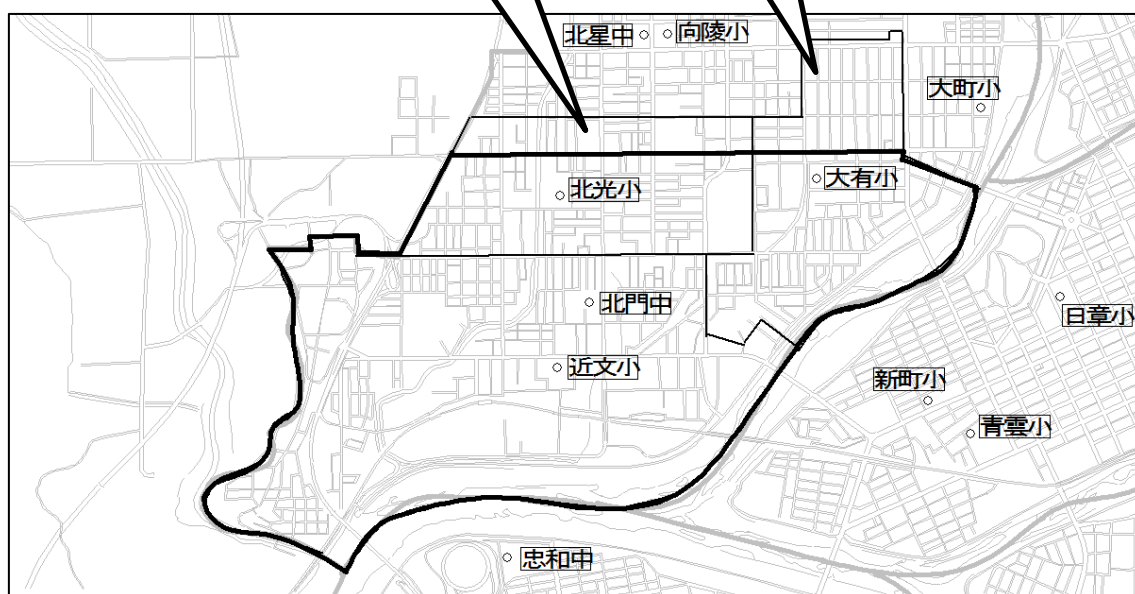
### ・考え方

北門中学校の通学区域には、近文、大有、北光小学校の通学区域が含まれています。

このうち、大有小学校と北光小学校の通学区域については、北門中学校と北星中学校の通学区域にまたがっていることから、両小学校の通学区域の全部が北門中学校の通学区域になるように、「(2) 北星中学校・啓北中学校の通学区域」で示す啓北中学校の統合に合わせ、第 3 期に小・中通学区域の境界を見直します。



北門中―北星中(大有小, 北光小―向陵小)  
の通学区域境界の見直し



— 中学校通学区域の境界  
— 小学校通学区域の境界

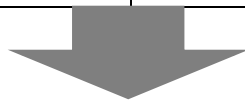
## (2) 北星中学校・啓北中学校の通学区域

### ・取り組むべき課題

- ① 大町小学校が、通常学級児童数 100 人以下の小規模校である。
- ② 大有小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ③ 北光小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ④ 春光小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。
- ⑤ 上記の課題解決に取り組む結果、啓北中学校の生徒数が大幅に減となる。

### ・平成 27 年度

| 北星中         |     |     |             | 啓北中 |             |
|-------------|-----|-----|-------------|-----|-------------|
| 大有小<br>(一部) | 向陵小 | 大町小 | 北光小<br>(一部) | 北鎮小 | 春光小<br>(一部) |



### ・適正配置の進め方

|                  |                                                                      |
|------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第 1 期<br>H27～H31 |                                                                      |
| 第 2 期<br>H32～H36 | 大町小の統合                                                               |
| 第 3 期<br>H37～H41 | 啓北中一六合中（春光小）の通学区域境界の見直し<br>啓北中の統合<br>北星中一北門中（向陵小一大有小，北光小）の通学区域境界の見直し |



### ・適正配置後

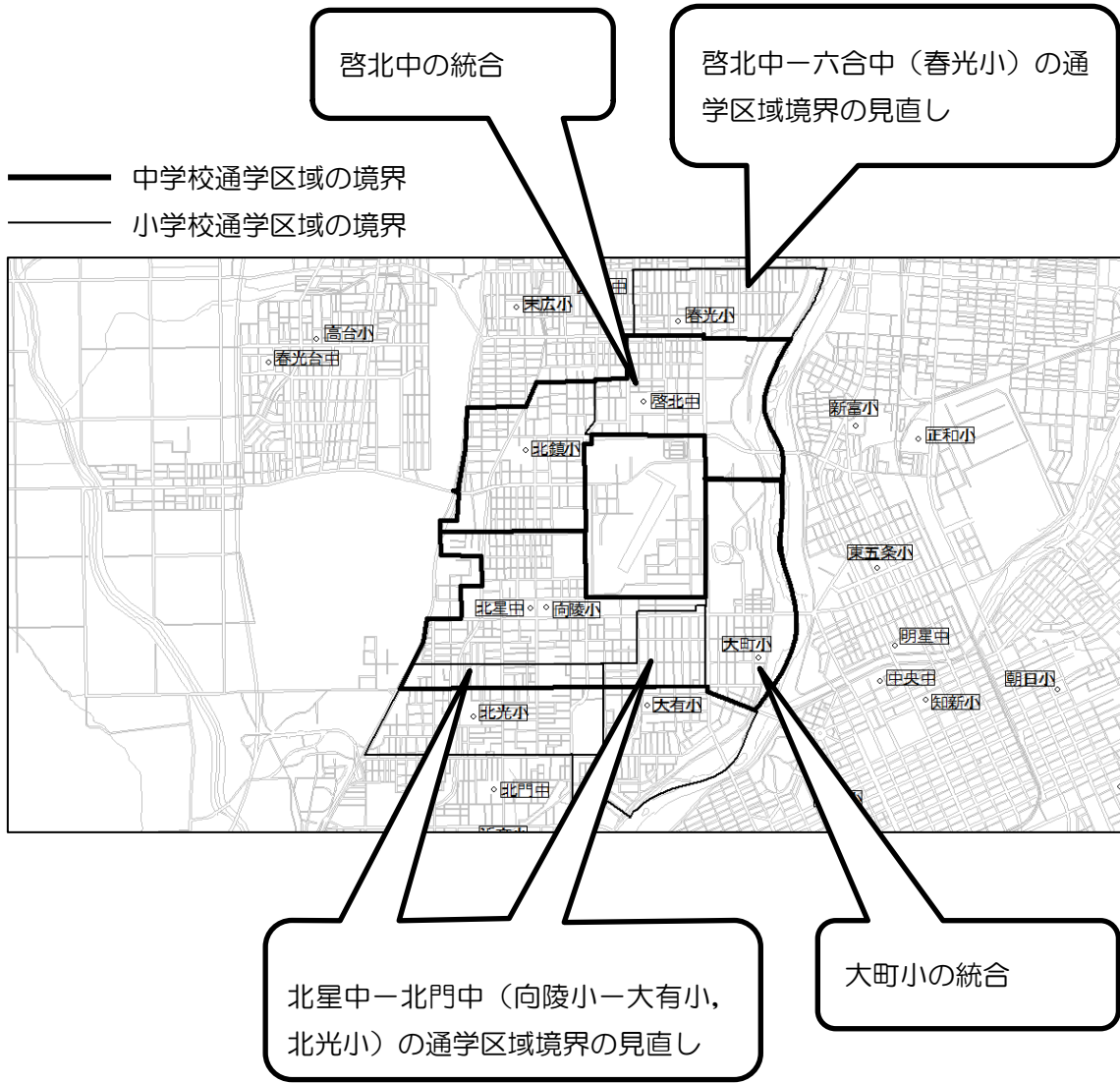
| 北星中 |     |
|-----|-----|
| 向陵小 | 北鎮小 |

### ・考え方

北星中学校の通学区域には、大有、向陵、大町、北光小学校の通学区域が含まれ、啓北中学校の通学区域には、北鎮、春光小学校の通学区域が含まれています。

このうち、大町小学校については、平成 26 年度時点で通常学級の児童数が 75 人の小規模校であり、平成 41 年度の推計でも大幅な児童数の増加が見込めない状況であることから、第 2 期に周辺の小学校に統合します。

また、啓北中学校については、平成 41 年度の推計では通常学級が 7 学級の  
小規模校になると見込まれますが、上記の春光小学校に関わる通学区域の見直  
しを実施することにより、更に大幅な生徒数の減少が見込まれることから、第  
3 期に周辺の中学校に統合することとし、これに合わせ、北鎮小学校の通学区  
域については、その全部が北星中学校の通学区域になるように見直します。



### (3) 六合中学校の通学区域

---

- 取り組むべき課題

- ① 春光小学校の通学区域が、複数の中学校の通学区域にまたがっている。

- 平成 27 年度

| 六合中     |     |
|---------|-----|
| 春光小（一部） | 末広小 |



- 適正配置の進め方

|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 第 1 期<br>H27～H31 |                       |
| 第 2 期<br>H32～H36 |                       |
| 第 3 期<br>H37～H41 | 春光小の通学区域における指定中学校の見直し |



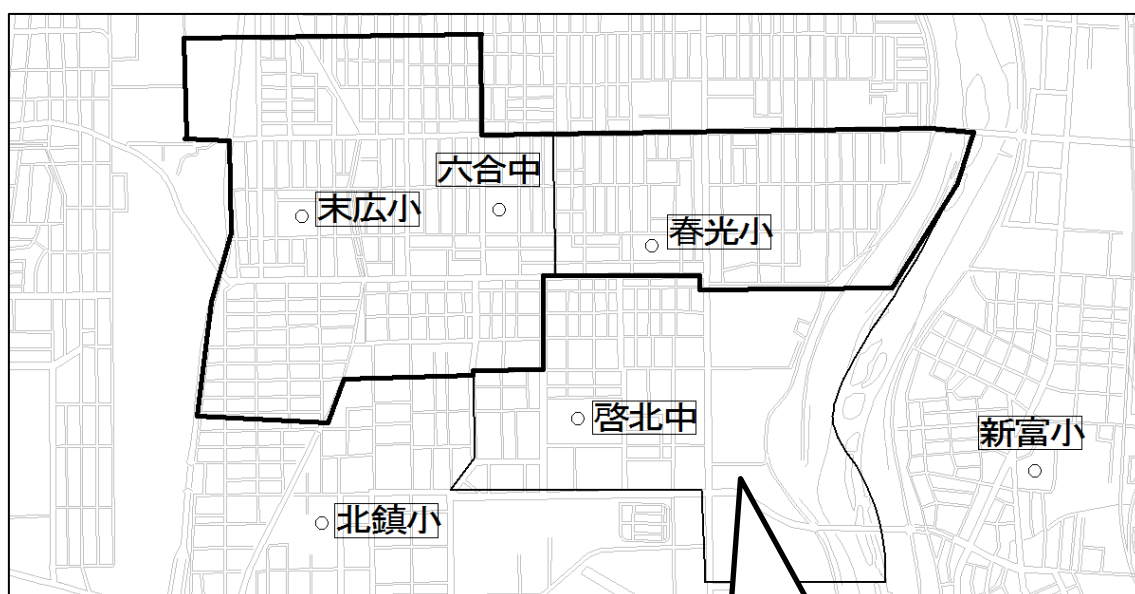
- 適正配置後

| 六合中 |     |
|-----|-----|
| 春光小 | 末広小 |

- 考え方

六合中学校の通学区域には、春光、末広小学校の通学区域が含まれています。

このうち、春光小学校の通学区域については、六合中学校と啓北中学校の通学区域にまたがっていることから、春光小学校の通学区域の全部が六合中学校の通学区域になるように、「(2)北星中学校・啓北中学校の通学区域」で示す啓北中学校の統合に合わせ、第 3 期に小・中通学区域の境界を見直します。



— 中学校通学区域の境界  
 — 小学校通学区域の境界

六合中－啓北中（春光小）の通  
 学区域境界の見直し

#### (4) 東鷹栖中学校の通学区域

---

- 取り組むべき課題

- ① 近文第2小学校が、過小規模校である。

- 平成27年度

| 東鷹栖中  |       |
|-------|-------|
| 近文第1小 | 近文第2小 |



- 適正配置の進め方

|                |          |
|----------------|----------|
| 第1期<br>H27～H31 |          |
| 第2期<br>H32～H36 | 近文第2小の統合 |
| 第3期<br>H37～H41 |          |



- 適正配置後

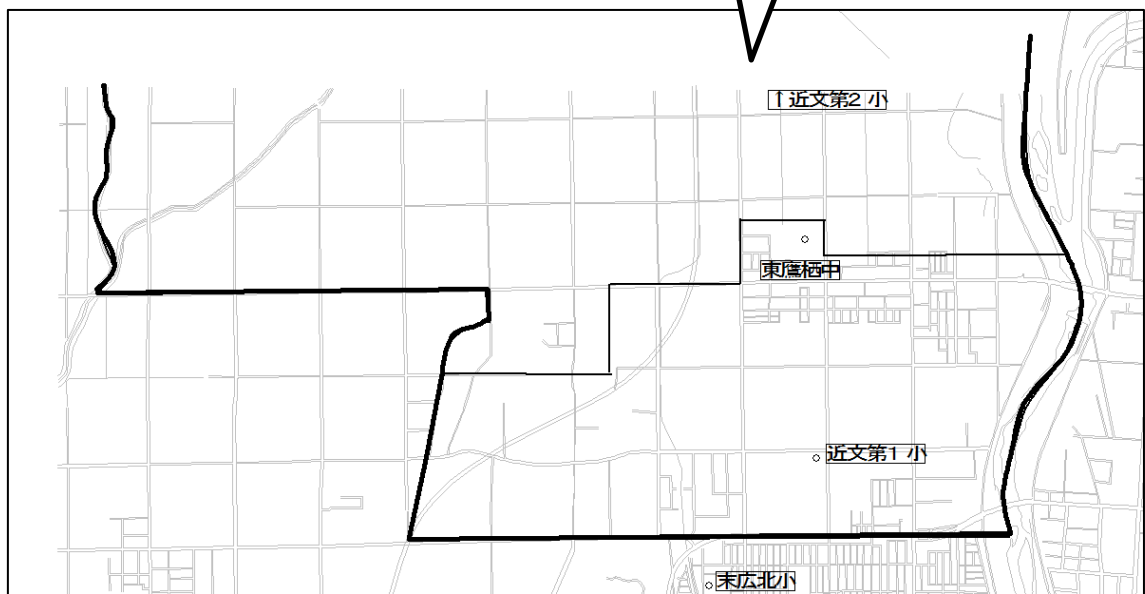
| 東鷹栖中  |  |
|-------|--|
| 近文第1小 |  |

- 考え方

東鷹栖中学校の通学区域には、近文第1、近文第2小学校の通学区域が含まれています。

このうち、近文第2小学校については、平成26年度時点で通常学級が4学級の過小規模校であり、平成41年度の推計でも大幅な児童数の増加が見込まれない状況であることから、近文第1小学校に余裕教室ができる第2期に統合します。

近文第2小の統合



- 中学校通学区域の境界
- 小学校通学区域の境界

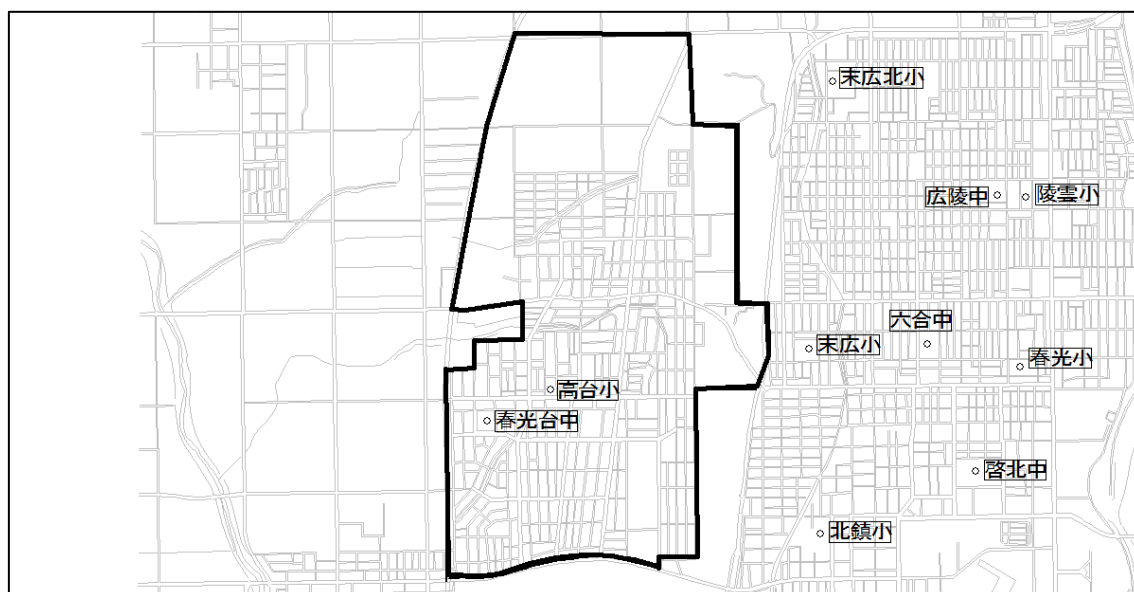
## (5) 春光台中学校の通学区域

- 取り組むべき課題  
特になし

- 平成 27 年度

|      |
|------|
| 春光台中 |
| 高台小  |

- 適正配置後  
変更なし



- 中学校通学区域の境界
- 小学校通学区域の境界



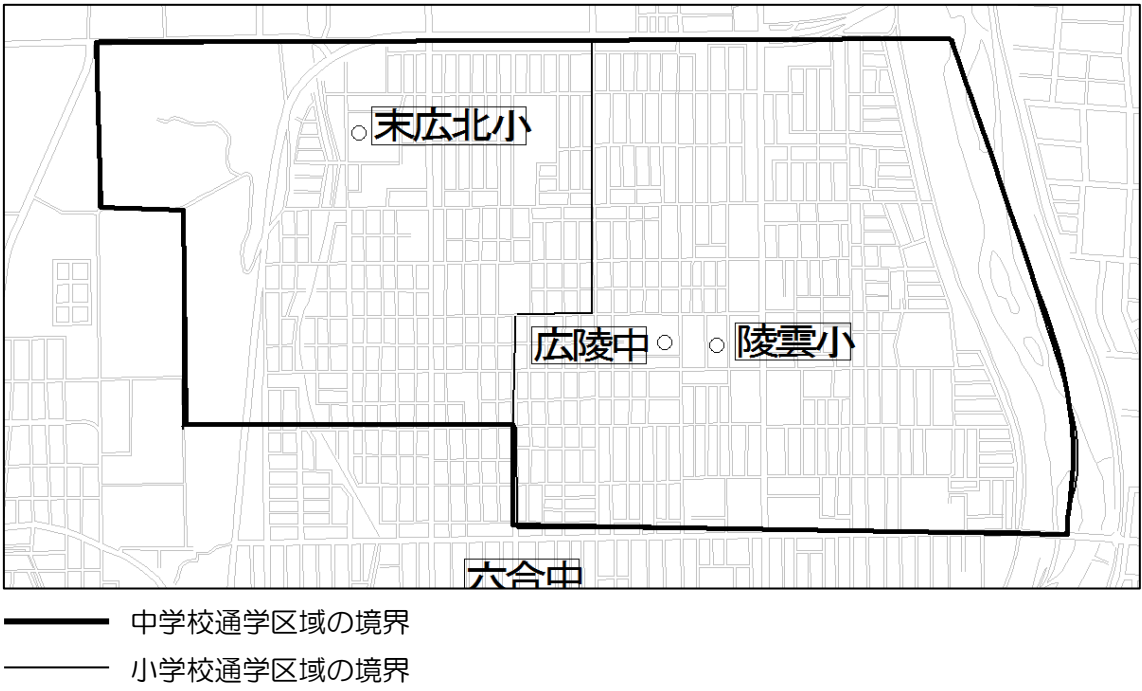
(6) 広陵中学校の通学区域

・取り組むべき課題  
特になし

・平成 27 年度

| 広陵中 |      |
|-----|------|
| 陵雲小 | 末広北小 |

・適正配置後  
変更なし



## 4 神居・江丹別ブロック

このブロックには、平成 27 年度時点で小学校 8 校、中学校 5 校が設置されています。

学校規模については、平成 41 年度における推計で、小学校では 5 校が過小規模校、1 校が小規模校、2 校が適正規模校になり、中学校では 2 校が過小規模校、3 校が小規模校になると見込まれます。

通学区域については、複数の中学校の通学区域にまたがっている小学校はありません。

学校施設については、小学校 3 校、中学校 2 校が昭和 50 年以前に建築された築 40 年以上の校舎であり、このうち 2 校は、耐震化が図られていない施設で、今後も使用する場合には耐震補強工事を実施する必要があります。

### 小学校（通常学級）

| 学校名   | H26 |     | H41 推計 |     | 進学先に指定する<br>中学校 | 校舎<br>建築年 |
|-------|-----|-----|--------|-----|-----------------|-----------|
|       | 児童数 | 学級数 | 児童数    | 学級数 |                 |           |
| 神居    | 323 | 13  | 220    | 8   | 神居              | H11       |
| 雨紛※1  | 19  | 3   | 12     | 3   | 神居東             | S54       |
| 富沢※2  | 37  | 4   | 8      | 3   | 神居              | S60       |
| 台場    | 43  | 4   | 23     | 3   | 神居              | S47       |
| 神居東   | 397 | 12  | 252    | 12  | 神居東             | S49       |
| 忠和    | 541 | 18  | 350    | 12  | 忠和              | S53       |
| 江丹別※1 | 6   | 2   | 5      | 3   | 江丹別             | S49       |
| 嵐山    | 6   | 2   | 2      | 1   | 嵐山              | H12       |

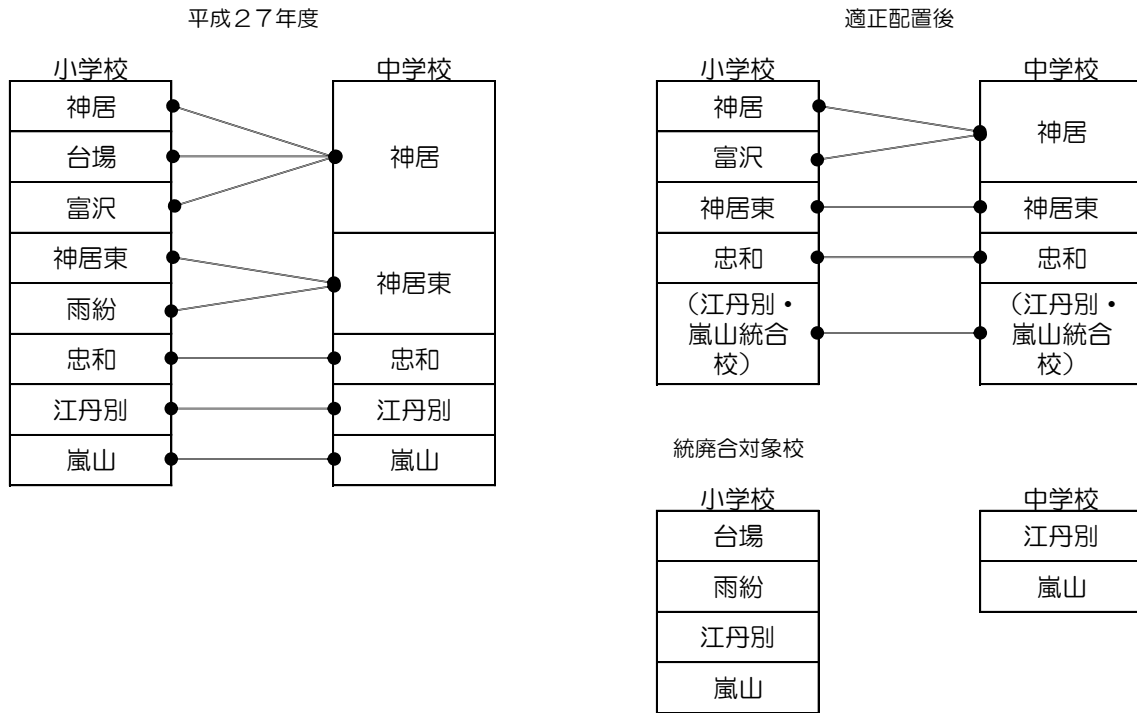
### 中学校（通常学級）

| 学校名   | H26 |     | H41 推計 |     | 関係する小学校  | 校舎<br>建築年 |
|-------|-----|-----|--------|-----|----------|-----------|
|       | 生徒数 | 学級数 | 生徒数    | 学級数 |          |           |
| 神居    | 267 | 9   | 157    | 6   | 神居、富沢、台場 | S48       |
| 神居東   | 222 | 7   | 173    | 6   | 雨紛、神居東   | S57       |
| 忠和    | 288 | 9   | 201    | 6   | 忠和       | H元        |
| 江丹別※1 | 1   | 1   | 2      | 1   | 江丹別      | S49       |
| 嵐山    | 8   | 2   | 8      | 2   | 嵐山       | S59       |

※1 施設の耐震性が不足しており、今後の使用には耐震補強工事が必要となる。

※2 区域外からの通学が認められる特認校であるが、将来推計は区域内の人口により算出している。

目指す将来像（小学校と中学校の関係）



## (1) 神居中学校の通学区域

---

### ・取り組むべき課題

- ① 台場小学校が、過小規模校である。

### ・平成 27 年度

| 神居中 |     |     |
|-----|-----|-----|
| 神居小 | 台場小 | 富沢小 |



### ・適正配置の進め方

|                  |        |
|------------------|--------|
| 第 1 期<br>H27～H31 | 台場小の統合 |
| 第 2 期<br>H32～H36 |        |
| 第 3 期<br>H37～H41 |        |



### ・適正配置後

| 神居中 |     |
|-----|-----|
| 神居小 | 富沢小 |

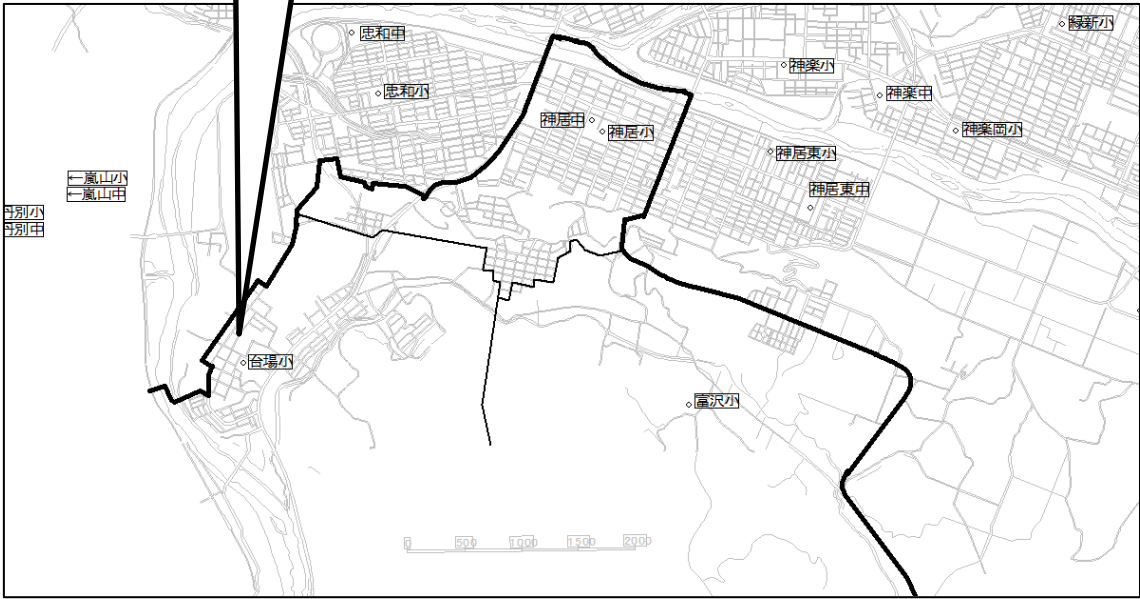
### ・考え方

神居中学校の通学区域には、神居、台場、富沢小学校の通学区域が含まれています。

このうち、台場小学校については、平成 26 年度時点で通常学級が 4 学級の過小規模校であり、平成 41 年度の推計でも大幅な児童数の増加が見込めない状況であることから、第 1 期に神居小学校に統合します。

なお、富沢小学校については、過小規模校であるものの、特認校として位置付けていることから、その配置の在り方については別に検討します。

台場小の統合



- 中学校通学区域の境界
- 小学校通学区域の境界

## (2) 神居東中学校の通学区域

---

- 取り組むべき課題

- ① 雨紛小学校が、過小規模校である。

- 平成 27 年度

| 神居東中 |      |
|------|------|
| 雨紛小  | 神居東小 |



- 適正配置の進め方

|                  |        |
|------------------|--------|
| 第 1 期<br>H27～H31 | 雨紛小の統合 |
| 第 2 期<br>H32～H36 |        |
| 第 3 期<br>H37～H41 |        |



- 適正配置後

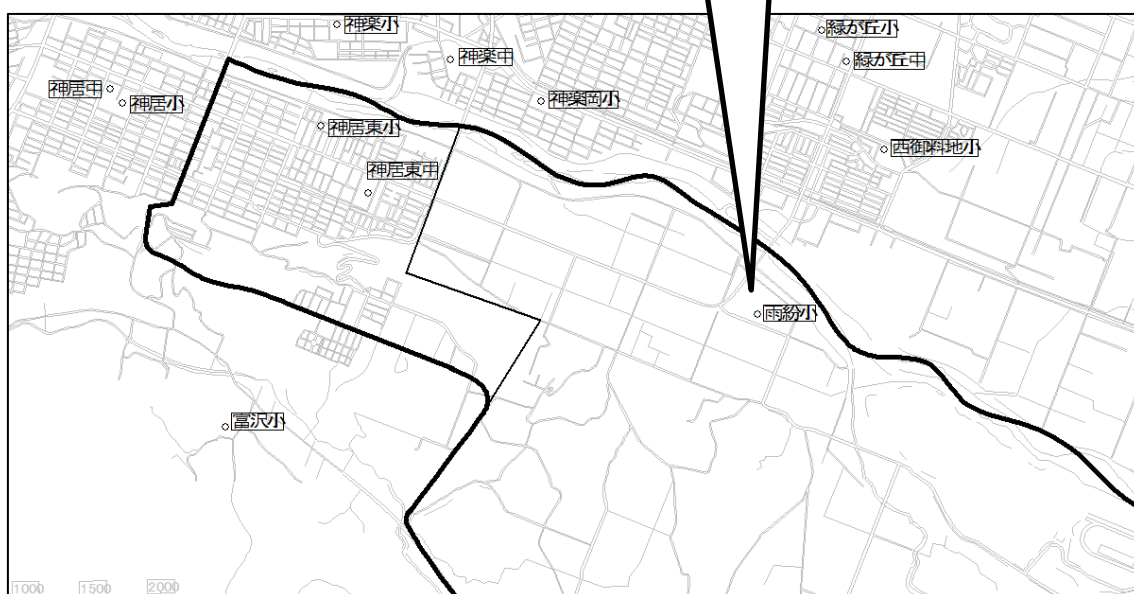
| 神居東中 |  |
|------|--|
| 神居東小 |  |

- 考え方

神居東中学校の通学区域には、雨紛、神居東小学校の通学区域が含まれています。

このうち、雨紛小学校については、平成 26 年度時点で通常学級が 3 学級の過小規模校であり、平成 41 年度の推計でも大幅な児童数の増加が見込まれない状況であることから、第 1 期に神居東小学校に統合します。

# 雨紛小の統合



- 中学校通学区域の境界
- 小学校通学区域の境界

### (3) 忠和中学校・江丹別中学校・嵐山中学校の通学区域

#### ・取り組むべき課題

- ① 江丹別小中学校が，過小規模校である。
- ② 嵐山小中学校が，過小規模校である。

#### ・平成 27 年度

|     |      |     |
|-----|------|-----|
| 忠和中 | 江丹別中 | 嵐山中 |
| 忠和小 | 江丹別小 | 嵐山小 |



#### ・適正配置の進め方

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 第 1 期<br>H27～H31 | 江丹別小中の統合<br>嵐山小中の統合 |
| 第 2 期<br>H32～H36 |                     |
| 第 3 期<br>H37～H41 |                     |



#### ・適正配置後

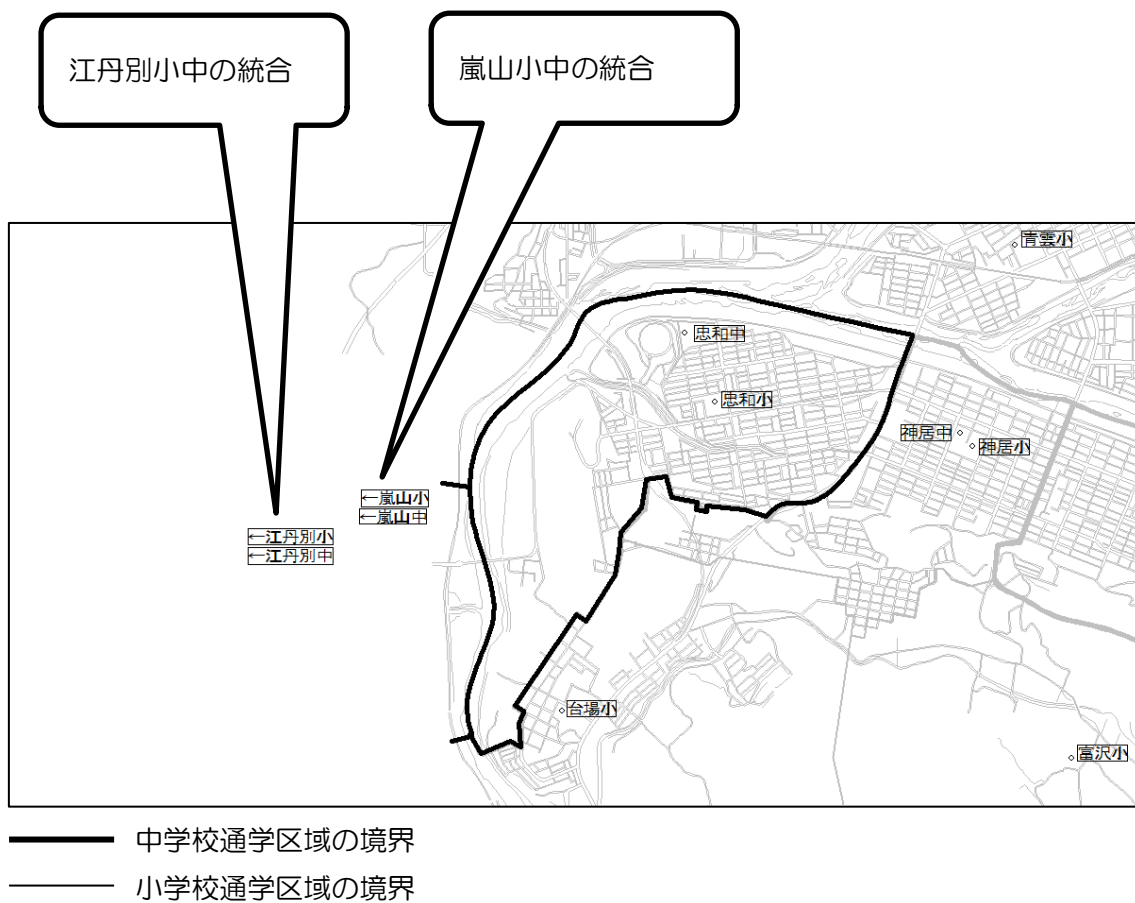
|     |               |
|-----|---------------|
| 忠和中 | (江丹別中・嵐山中統合校) |
| 忠和小 | (江丹別小・嵐山小統合校) |

#### ・考え方

忠和中学校の通学区域には，忠和小学校が含まれ，江丹別小中学校と嵐山小中学校は，いずれも小中併置校です。

このうち，江丹別小中学校と嵐山小中学校については，平成 26 年度時点でいずれも小学校の通常学級が 2 学級の過小規模校で欠学年も生じており，平成 41 年度の推計でも大幅な児童数の増加が見込めない状況であることから，両校とも第 1 期に統合することが必要と考えますが，その在り方については，地理的条件などを勘案し，両校共に忠和小学校及び忠和中学校に統合する案と両校を統合し 1 校を江丹別地域に存置する案を，特認校の指定の是非も含めて検討します。





## 5 神楽・西神楽ブロック

このブロックには、平成 27 年度時点で小学校 8 校、中学校 3 校が設置されています。

学校規模については、平成 41 年度における推計で、小学校では 3 校が過小規模校、2 校が小規模校、3 校が適正規模校になり、中学校では 1 校が過小規模校、2 校が適正規模校になると見込まれます。

通学区域については、複数の中学校の通学区域にまたがっている小学校はありません。

学校施設については、小学校 2 校が昭和 50 年以前に建築された築 40 年以上の校舎です。

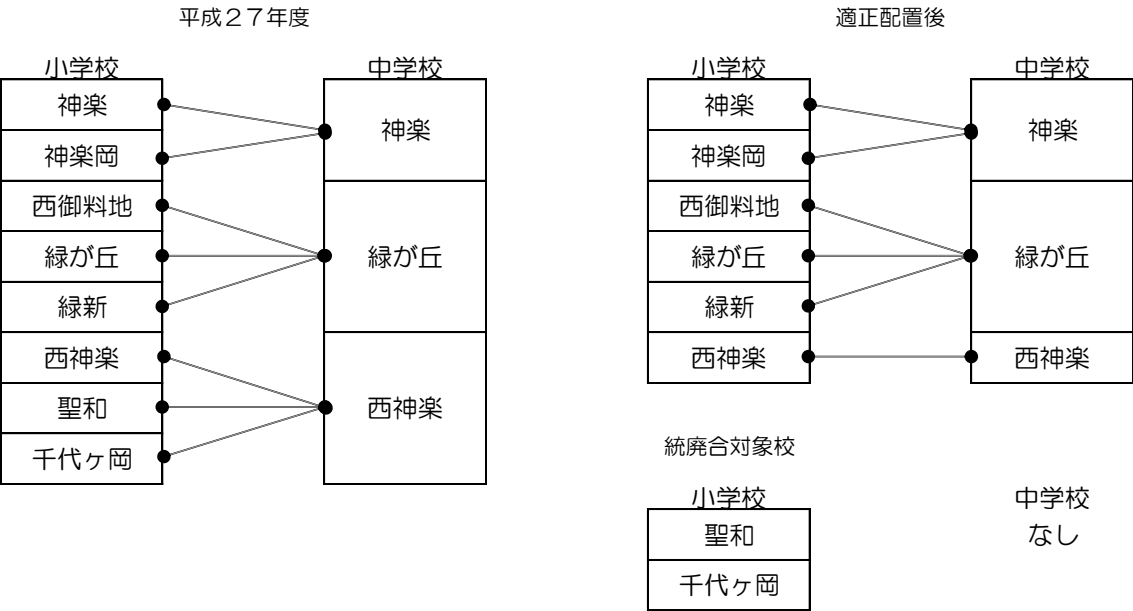
### 小学校（通常学級）

| 学校名  | H26 |     | H41 推計 |     | 進学先に指定する<br>中学校 | 校舎<br>建築年 |
|------|-----|-----|--------|-----|-----------------|-----------|
|      | 児童数 | 学級数 | 児童数    | 学級数 |                 |           |
| 神楽   | 261 | 11  | 213    | 8   | 神楽              | S63       |
| 西御料地 | 503 | 17  | 290    | 12  | 緑が丘             | S43       |
| 神楽岡  | 370 | 13  | 261    | 12  | 神楽              | H15       |
| 緑が丘  | 271 | 11  | 176    | 6   | 緑が丘             | S48       |
| 緑新   | 350 | 13  | 261    | 12  | 緑が丘             | S58       |
| 西神楽  | 98  | 6   | 50     | 5   | 西神楽             | H2        |
| 聖和   | 11  | 3   | 6      | 3   | 西神楽             | S53       |
| 千代ヶ岡 | 18  | 3   | 10     | 3   | 西神楽             | H9        |

### 中学校（通常学級）

| 学校名 | H26 |     | H41 推計 |     | 関係する小学校         | 校舎<br>建築年 |
|-----|-----|-----|--------|-----|-----------------|-----------|
|     | 生徒数 | 学級数 | 生徒数    | 学級数 |                 |           |
| 神楽  | 344 | 9   | 268    | 9   | 神楽、神楽岡          | H9        |
| 緑が丘 | 677 | 19  | 399    | 12  | 西御料地、緑が丘、<br>緑新 | S53       |
| 西神楽 | 52  | 3   | 30     | 3   | 西神楽、聖和、<br>千代ヶ岡 | S57       |

目指す将来像（小学校と中学校の関係）



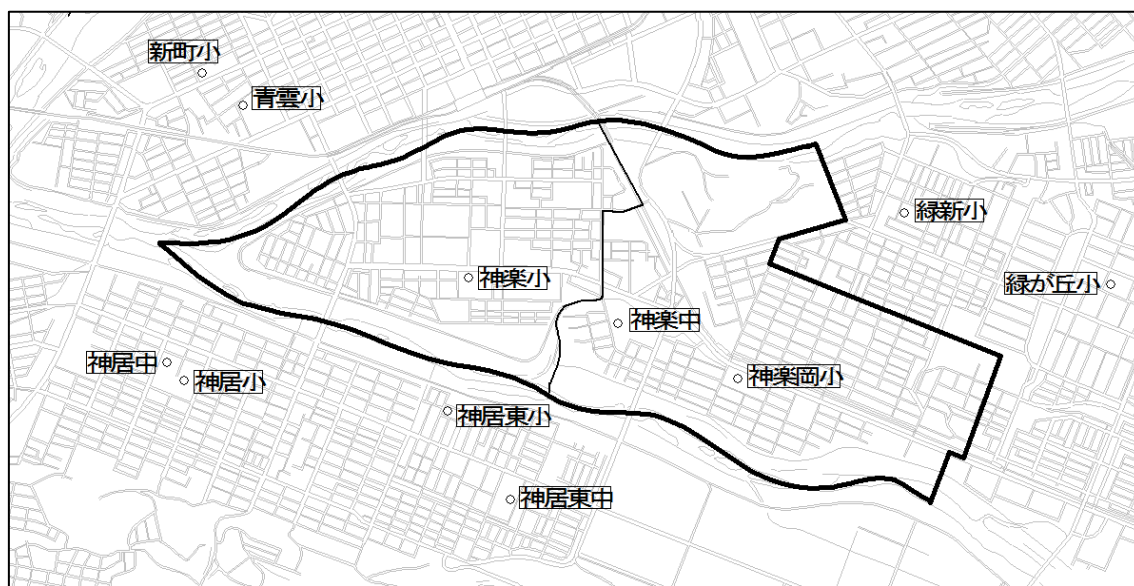
### (1) 神楽中学校の通学区域

- 取り組むべき課題  
特になし

- 平成 27 年度

| 神楽中 |      |
|-----|------|
| 神楽小 | 神楽岡小 |

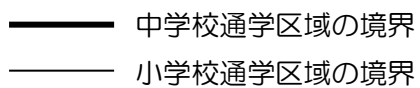
- 適正配置後  
変更なし



- 中学校通学区域の境界
- 小学校通学区域の境界

- ・平成27年度

- ・適正配置後  
変更なし



### (3) 西神楽中学校の通学区域

#### ・取り組むべき課題

- ① 聖和小学校が，過小規模校である。
- ② 千代ヶ岡小学校が，過小規模校である。

#### ・平成 27 年度

| 西神楽中 |     |       |
|------|-----|-------|
| 西神楽小 | 聖和小 | 千代ヶ岡小 |

#### ・適正配置の進め方

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 第 1 期<br>H27～H31 | 聖和小の統合<br>千代ヶ岡小の統合 |
| 第 2 期<br>H32～H36 |                    |
| 第 3 期<br>H37～H41 |                    |

#### ・適正配置後

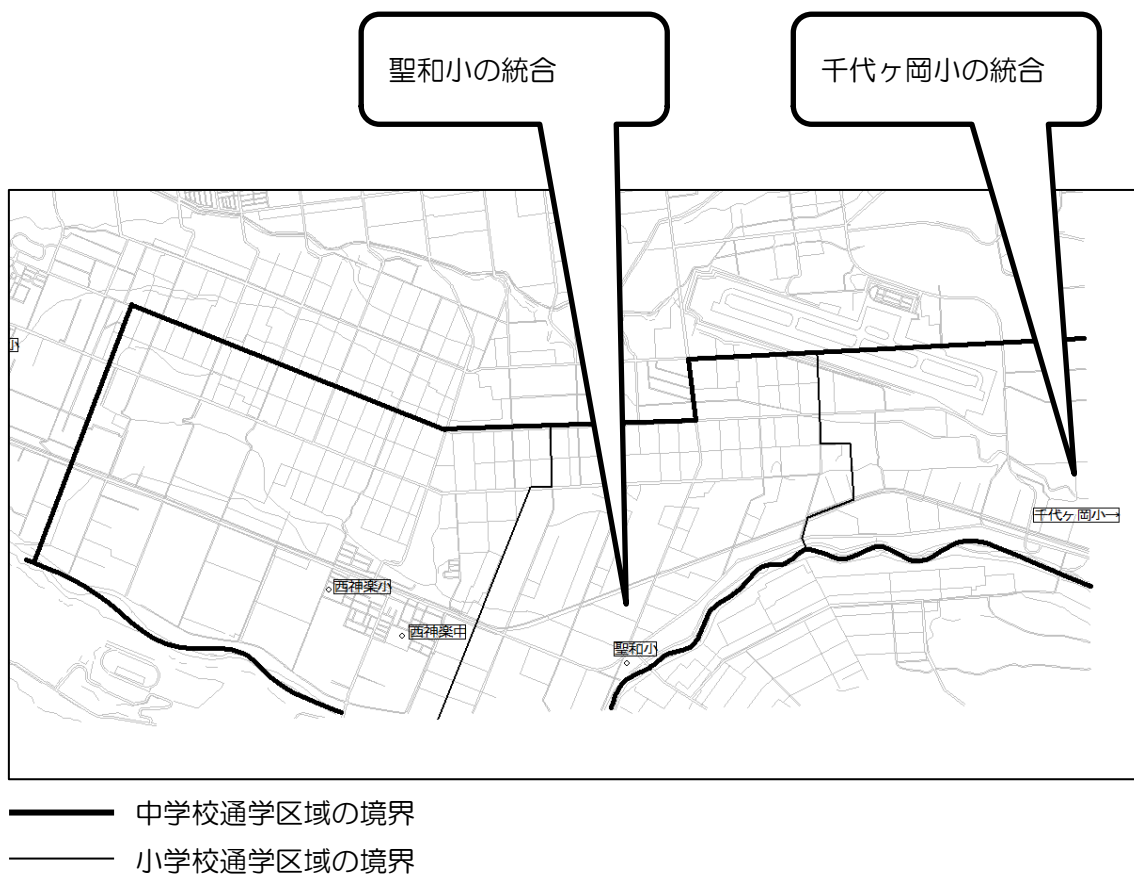
| 西神楽中 |
|------|
| 西神楽小 |

#### ・考え方

西神楽中学校の通学区域には，西神楽，聖和，千代ヶ岡小学校の通学区域が含まれています。

このうち，聖和小学校と千代ヶ岡小学校については，平成 26 年度時点でいずれも通常学級が 3 学級の過小規模校であり，平成 41 年度の推計でも大幅な児童数の増加が見込めない状況であることから，第 1 期に西神楽小学校に統合します。

地域拠点校の西神楽小学校については，平成 41 年度の推計では児童数の減少により過小規模校となることが見込まれていますが，上記の統合により 1 学年 1 学級の維持が可能と見込まれます。



問合せ先

旭川市教育委員会 学校教育部 教育政策課 適正配置担当

〒070-0036 旭川市6条通8丁目セントラル旭川ビル6F

電話 0166-25-9709

電子メール [tekiseihaichi@city.asahikawa.hokkaido.jp](mailto:tekiseihaichi@city.asahikawa.hokkaido.jp)

※「旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）」は、  
ホームページでもご覧いただけます。